

札幌市自殺総合対策行動計画2019

(2019年度~2023年度)



札幌市の自殺者数は、1998年(平成10年)に急増して400人を超え、長らく高止まりが続いていましたが、2012年(平成24年)から減少に転じ、2017年(平成29年)は319人となりました。しかしながら、今なお、年間300人を超えるかけがえのない命が、日々自殺に追い込まれています。

札幌市はこれまで、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に、関係各局で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置し、「札幌市自殺総合対策行動計画」、「第2次札幌市自殺総合対策行動計画」の下、全庁を挙げて自殺対策を推進してきました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に絡み合って生じます。そのため、自殺対策を推進するには、市民一人ひとりがかけがえのない大切な命を守るという意識を社会全体で作り上げるとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等、様々な領域による重層的なサポート体制が必要です。

このたび策定した「札幌市自殺総合対策行動計画2019」は、「市民一人ひとりが支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものです。

札幌市は、この計画の下、自殺予防に関する普及啓発やゲートキーパー等の人材養成、若者や自殺未遂者に対する支援などの多種多様な取組を引き続き推進していくとともに、様々な機関・団体との連携を強化し、協働による取組を展開していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現、ひいては、市民の皆さま一人ひとりが安心して笑顔で暮らせるまちづくりのため、引き続き、市民の皆さまや関係機関・団体等におかれましても、自殺対策に関するご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました札幌市精神保健福祉審議会「自殺総合対策の在り方」検討部会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心から感謝いたします。

2019年(平成31年)3月

札幌市長 秋元克広



第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
第2章	札幌市における自殺の現状	3
1	死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率	4
2	自殺者数及び自殺死亡率の推移	5
3	年代別自殺者の状況	5
4	職業別自殺者の状況	7
5	原因・動機別自殺者の状況	8
6	ライフステージ別自殺者の状況	8
7	自殺未遂歴のある者	11
8	同居人の有無	12
9	全国及び政令指定都市との比較からみた札幌市の自殺の実態	12
10	札幌市における自殺の現状のまとめ	15
第3章	第2次計画の振り返りと課題	17
1	第2次計画における取組	17
2	成果と課題	18
第4章	計画の基本的な考え方	19
1	基本認識	19
2	基本理念	19
3	基本方針	20
4	目標	20
第5章	施策の展開	21
1	施策の体系	21
2	基本方針の施策及び成果指標	23
施策1	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	23
施策2	自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る	25
施策3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	29
施策4	勤務問題による自殺対策を更に推進する	33
施策5	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	35
施策6	社会全体の自殺リスクを低下させる	39
施策7	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	48
施策8	自殺総合対策に資する調査研究等を推進する	55
施策9	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	56
施策10	遺された人への支援を充実する	59
施策11	関係機関等との連携を強化する	61

第6章 計画の推進体制	63
-------------	----

資料編	64
-----	----

1 計画の策定経過	65
2 「札幌市における自殺総合対策の在り方」答申	66
3 計画の検討体制	67
4 市民意見の募集(パブリックコメント)	68
5 平成30年度第1回市民意識調査	71
6 自殺対策基本法等	71
7 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	72
8 用語解説	73

1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、1998年(平成10年)に急増し3万人を超えて推移しました。その後、2010年(平成22年)から減少に転じましたが、依然として年間2万人以上の方が自殺で亡くなっており、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数をいう。)は、主要先進7か国の中で最も高い状況が続いています。

国は、2006年(平成18年)10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)を制定し、翌2007年(平成19年)6月には自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)を策定し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

2016年(平成28年)4月には基本法を一部改正し、翌2017年(平成29年)には大綱の見直しを行い、「いのち支える自殺対策」という理念の下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととされました。

札幌市においては、年間自殺者数が全国と同様、1998年(平成10年)に急増して400人を超え、長らく高止まりが続いていましたが、2012年(平成24年)から減少に転じ、2017年(平成29年)は319人となりました。しかしながら、自殺者が年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれています。

この間、札幌市は、2008年(平成20年)8月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌2009年(平成21年)7月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めています。

また、2010年(平成22年)3月に「札幌市自殺総合対策行動計画(2009年度～2013年度)」(以下「第1次計画」という。)、2014年(平成26年)3月に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画(札幌ほっとけない・こころのプラン)(2014年度～2018年度)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、各部署が連携しながら自殺対策を総合的に推進してきました。

2016年(平成28年)11月には、今後の自殺総合対策の在り方について「札幌市精神保健福祉審議会」に諮問しました。同審議会では、自殺対策に取り組む関係者で構成する専門部会を設置し、長時間の議論が重ねられた結果、2018年(平成30年)4月に市長あてに答申が手交され、札幌市の実情に即した具体的な対策案が提言されました。

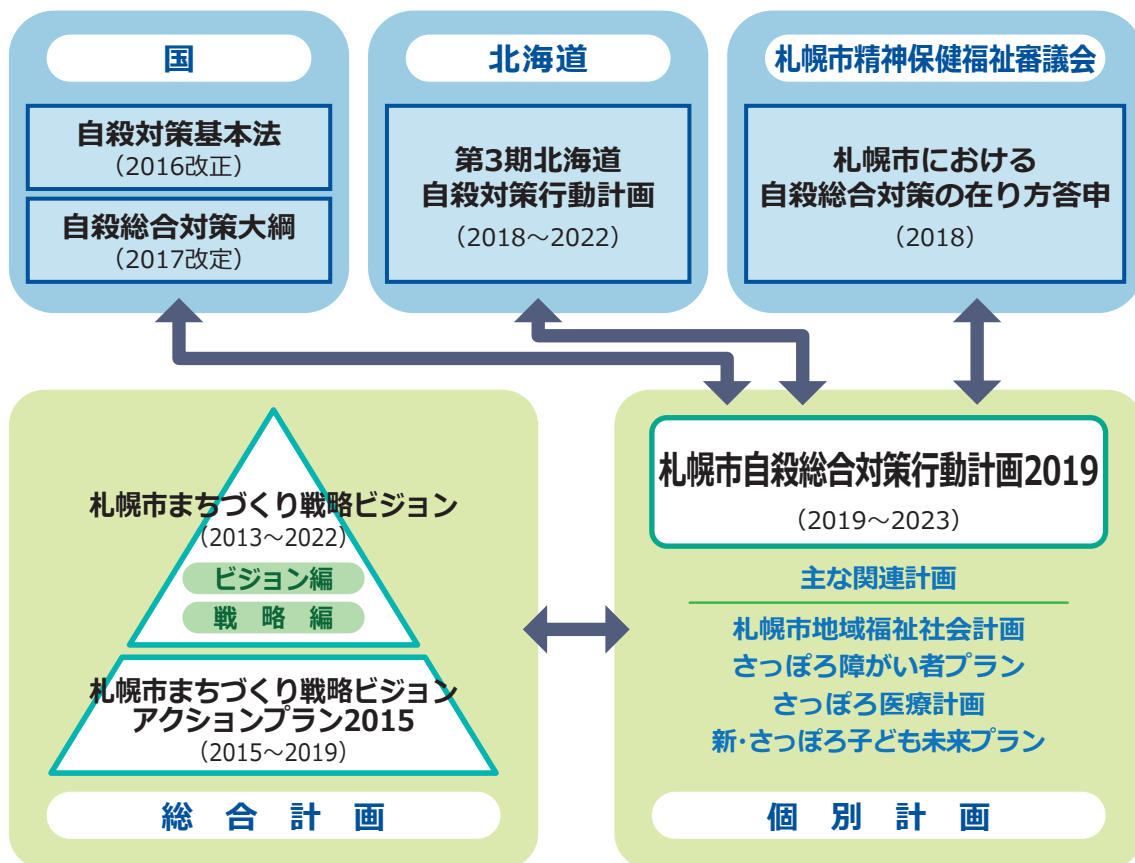
こうした背景を考慮して、2019年度(平成31年度)からの5か年計画となる「札幌市自殺総合対策行動計画2019」(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、自殺対策に係る取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法及び大綱に基づき、第3期北海道自殺対策行動計画(2018年度～2022年度)との整合性を図った計画であり、札幌市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

計画策定にあたっては、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2013年度～2022年度)」の趣旨に沿い、中期実施計画である「アクションプラン2015」、「札幌市地域福祉社会計画2018」、「さっぽろ障がい者プラン2018」及び「さっぽろ医療計画2018」等の個別計画との方向性や施策等との整合性を図っています。

また、2018年(平成30年)4月に札幌市精神保健福祉審議会から市長に手交された「札幌市における自殺総合対策の在り方」答申の内容を踏まえて策定しております。



3 計画期間

本計画の期間は、2019年度(平成31年度)から2023年度までの5年間とします。なお、基本法又は大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 札幌市における自殺の現状

本章は、厚生労働省「人口動態統計」及び「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地ベース)」並びに自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」等のデータを基に作成しておりますが、以下のような集計方法の違いにより、自殺者数に差異が生じています。

■ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む。)を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住居地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上している。

3 事務手続き上(訂正報告)の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。(「平成30年版自殺対策白書」より抜粋)

■ 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」について

1 目的及び概要

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて、全国・都道府県別・市町村別自殺者数について再集計したものである。

2 資料に用いられているデータについて

(1) 自殺者数について

- ア 各年の自殺者について、「住居地」及び「発見地」の2通りでそれぞれ集計している。「住居地」とは、自殺者の住居があった場所、他方、「発見地」とは、自殺死体が発見された場所を意味している。
- イ 各年の自殺者について、「発見日」及び「自殺日」の2通りでそれぞれ集計している。「発見日」とは、自殺死体が発見された日を意味している。「自殺日」とは、自殺した日を意味している。
- ウ 自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

(2) 自殺死亡率について

自殺者数を地方公共団体の人口で除し、これを10万人あたりの数値に換算したものである。また、地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」に基づき整理している。

3 集計項目について

警察庁の自殺統計データにおける分類に基づき、以下のとおり区分している。

(1) 年代について

20歳未満、20～29、30～39、40～49、50～59、60～69、70～79、80歳以上に区分している。

(2) 職業について

「自営業・家族従業者」「被雇用者・勤め人」「無職」「不詳」に区分している。また、無職については「学生・生徒等」と「無職者」の2区分を内訳としている。さらに、無職者については「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他無職者」の4区分を内訳としている。なお、その他無職者には、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外の全ての無職者(利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者)が含まれる。(参考:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」の利用にあたって)

■ 本計画で使用している統計について

本計画で使用している統計のうち、厚労省「地域における自殺の基礎資料」については、以下のデータを用いている。

- ・「自殺日」:自殺が実際に起こった日に焦点をあてるため
- ・「居住地」:市民の自殺の実態について把握するため

※ 全国・北海道・他政令指定都市の自殺者数も、「自殺日・住居地ベース」のデータを用いているため、各自治体が公表している自殺死亡率とは異なる。

1 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率

札幌市では、10～39歳の各年齢階級の死因の第1位は自殺となっています。

■ 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率

資料:札幌市衛生年報 平成29年(平成28年統計)

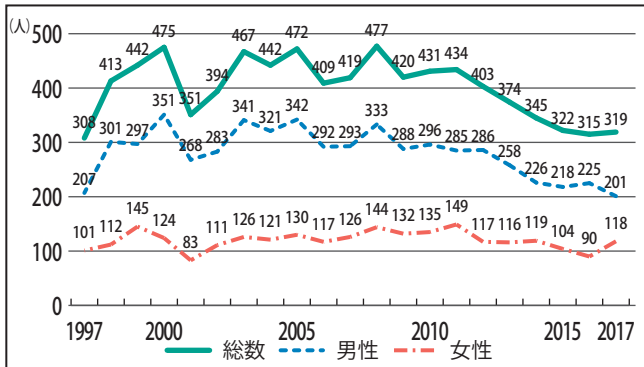
年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数(人)	死亡率	死因	死亡数(人)	死亡率	死因	死亡数(人)	死亡率
10～14	悪性新生物	1	1.3						
	心疾患	1	1.3						
	自殺	1	1.3						
15～19	不慮の事故	6	7.2				悪性新生物	2	2.4
	自殺	6	7.2				心疾患	2	2.4
							その他の感染症 及び寄生虫症	2	2.4
20～24	自殺	14	14.5	不慮の事故	5	5.2	悪性新生物	2	2.1
25～29	自殺	31	29.5	不慮の事故	7	6.7	悪性新生物	3	2.9
30～34	自殺	18	15.0	悪性新生物	10	8.3	不慮の事故	6	5.0
35～39	自殺	35	26.4	悪性新生物	22	16.6	不慮の事故	13	9.8
40～44	悪性新生物	44	28.4	自殺	23	14.9	心疾患	16	10.3
45～49	悪性新生物	103	70.2	自殺	33	22.5	心疾患	18	12.3
50～54	悪性新生物	124	97.2	自殺	34	26.6	心疾患	25	19.6
55～59	悪性新生物	245	201.6	脳血管疾患	39	32.1	心疾患	37	30.4
60～64	悪性新生物	449	338.1	心疾患	80	60.2	脳血管疾患	50	37.6
65～69	悪性新生物	795	507.1	心疾患	137	87.4	脳血管疾患	104	66.3
70～74	悪性新生物	773	724.3	心疾患	182	170.5	脳血管疾患	100	93.7
75～79	悪性新生物	891	1,013.5	心疾患	240	273.0	肺炎	173	196.8
80～84	悪性新生物	1,023	1,465.9	心疾患	367	525.9	肺炎	308	441.3
85～89	悪性新生物	850	1,896.4	心疾患	490	1,093.2	肺炎	442	986.1
90～	心疾患	803	3,113.1	悪性新生物	665	2,578.1	老衰	640	2,481.2

2 自殺者数及び自殺死亡率の推移

札幌市の自殺者数は、1998年(平成10年)に急増して400人を超え、長らく高止まりが続いていましたが、2012年(平成24年)から減少に転じました。しかし、2017年(平成29年)には319人となり、前年から4人増加しました。

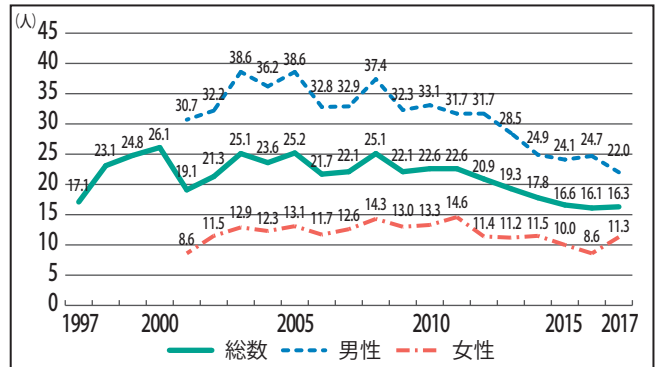
自殺死亡率は、自殺者数と同様に、1998年(平成10年)に急増して、2012年(平成24年)に減少に転じるまで、長らく高止まりが続いていました。しかし、2017年(平成29年)には16.3となり、前年から0.2ポイント増加しました。

■ 自殺者数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

■ 自殺死亡率の推移

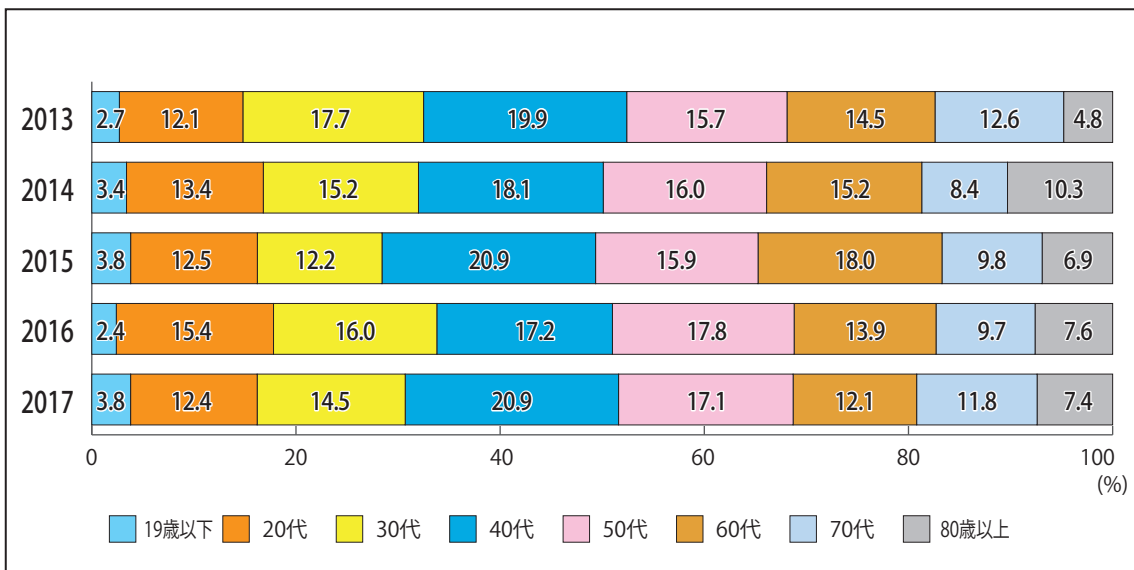


資料：厚生労働省「人口動態統計」及び札幌市衛生年報
※男女別の自殺死亡率は、2000年以前の数値は非公表。

3 年代別自殺者の状況

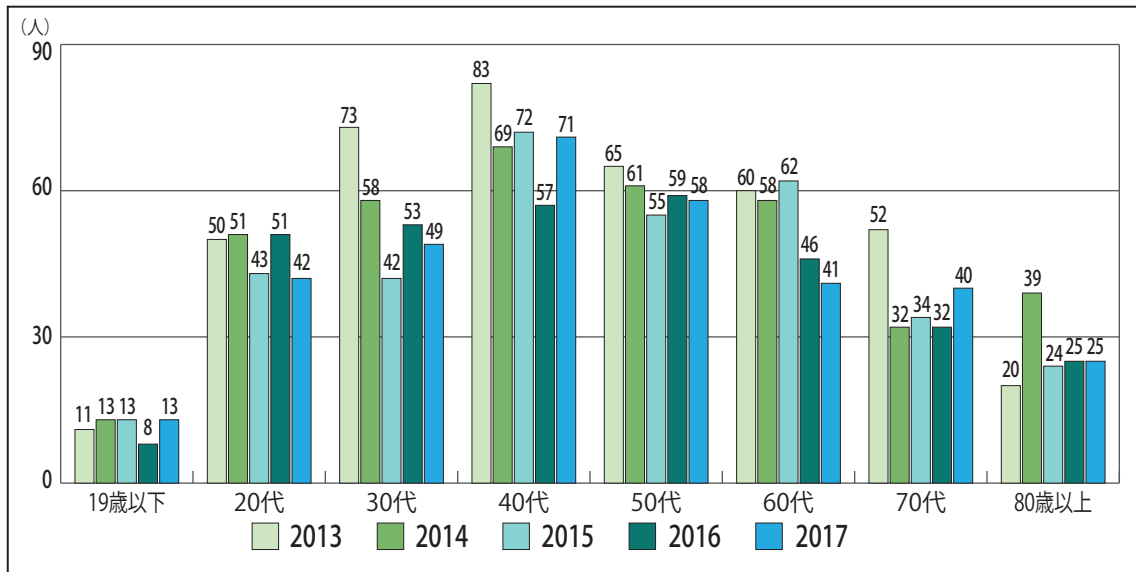
年代別の自殺者数は、2013年(平成25年)から2015年(平成27年)、2017年(平成29年)は40代が最も多く、2016年(平成28年)は50代が最も多くなっています。

■ 年代別自殺者割合の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

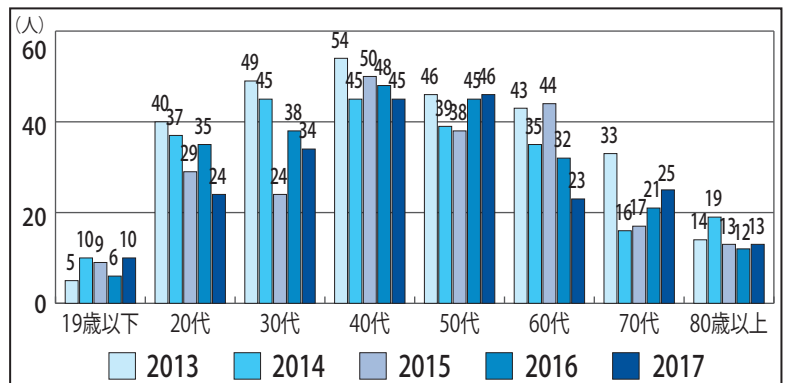
■ 年代別自殺者数の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男性では、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて、19歳以下が10人前後、40代が50人前後、50代が40人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

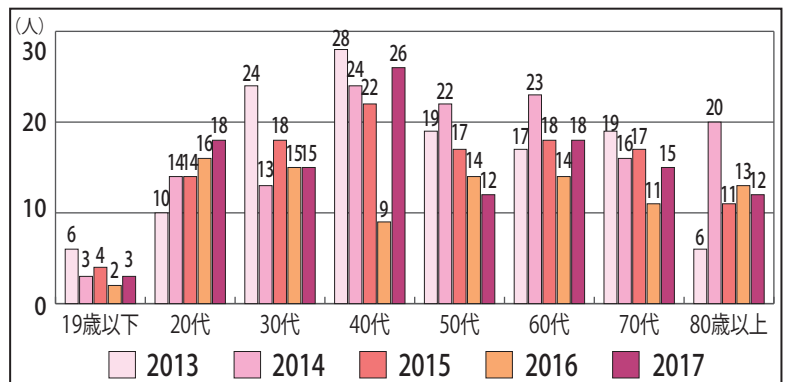
■ 年代別自殺者数(男性)の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性では、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて、20代が増加しており、2014年(平成26年)から2017年(平成29年)にかけて、50代が減少しています。40代は、2016年(平成28年)に前年から大幅に減少し、9人となりましたが、2017年(平成29年)には再び20人台となっています。

■ 年代別自殺者数(女性)の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 職業別自殺者の状況

職業別の自殺者数は、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて、「被雇用者・勤め人」「その他の無職者」が減少していますが、職業別自殺者の割合で見ると、依然として大きな割合を占めています。

また、「学生・生徒等」の内訳としては、「大学生」が半数を占めています。

「学生・生徒等」の内訳

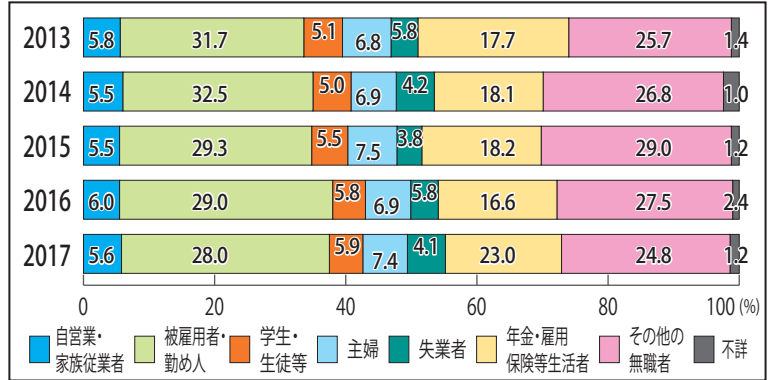
学生・生徒等	人数(人)	割合(%)
中学生以下	12	12.3
高校生	26	26.5
大学生	49	50.0
専修学校生等	11	11.2
合計	98	100.0

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ
※人数は、2013年～2017年の合計値。

男性では、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて、「被雇用者・勤め人」が減少しており、それ以外の職業は、ほぼ横ばいで推移しています。

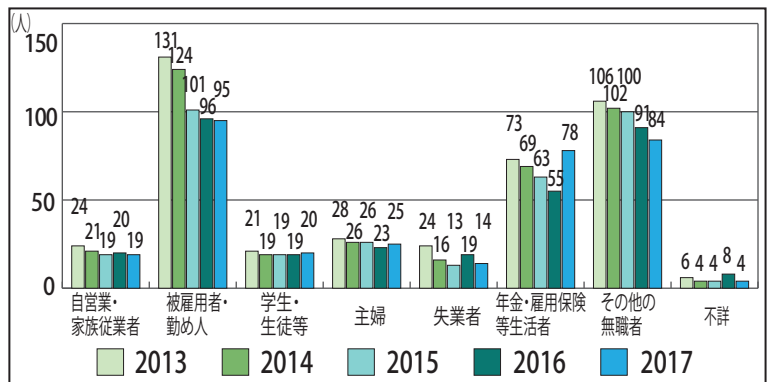
女性では、「被雇用者・勤め人」が2013年(平成25年)から2016年(平成28年)にかけて減少し、2017年(平成29年)に増加しています。「その他の無職者」は、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて減少しています。それ以外の職業は、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

職業別自殺者割合の推移



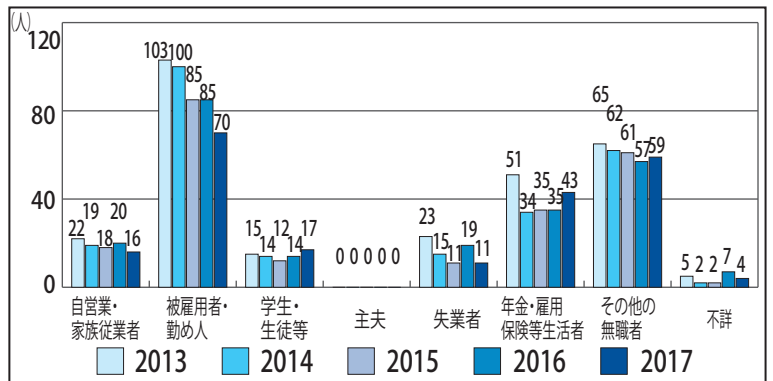
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者数の推移



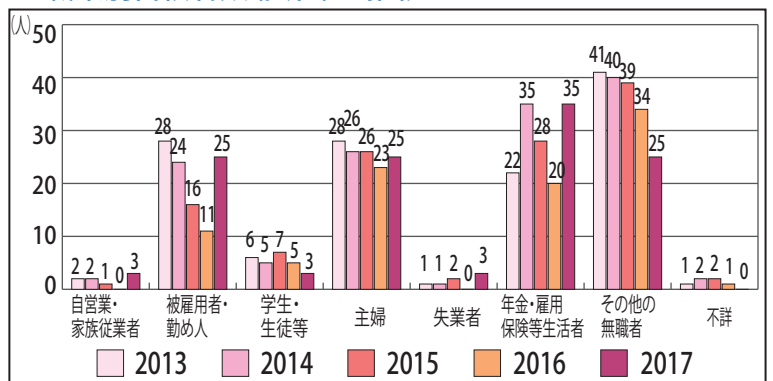
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者数(男性)の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者数(女性)の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5 原因・動機別自殺者の状況

自殺の原因・動機の上位は、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」であり、2009年(平成21年)以降変わっていません。男性は、2013年(平成25年)、2015年(平成27年)は「健康問題」が最多で、2014年(平成26年)、2016年(平成28年)、2017年(平成29年)は「経済・生活問題」が最多となっています。女性は、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)まで、「健康問題」が最多となっています。

■ 原因・動機別自殺者割合の推移

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
総数	2013年	15.3%	36.1%	22.0%	9.4%	5.8%	1.9%	4.1%
	2014年	22.1%	53.0%	34.4%	17.9%	10.2%	3.9%	7.0%
	2015年	28.6%	57.6%	24.9%	13.5%	6.9%	1.6%	13.1%
	2016年	21.8%	50.9%	35.9%	12.7%	2.3%	5.0%	4.5%
	2017年	29.0%	51.2%	31.4%	14.0%	6.8%	2.4%	8.7%
男性	2013年	22.5%	48.4%	45.6%	15.4%	5.5%	2.7%	6.0%
	2014年	19.7%	39.3%	45.5%	27.5%	6.7%	5.1%	7.3%
	2015年	23.9%	44.8%	35.0%	19.0%	6.7%	1.8%	11.7%
	2016年	18.0%	38.7%	46.7%	16.7%	2.0%	5.3%	4.7%
	2017年	28.8%	37.1%	40.9%	16.7%	6.8%	3.0%	11.4%
女性	2013年	25.0%	69.3%	9.1%	12.5%	15.9%	3.4%	6.8%
	2014年	26.2%	75.7%	15.9%	1.9%	15.9%	1.9%	6.5%
	2015年	37.8%	82.9%	4.9%	2.4%	7.3%	1.2%	15.9%
	2016年	30.0%	77.1%	12.9%	4.3%	2.9%	4.3%	4.3%
	2017年	29.3%	76.0%	14.7%	9.3%	6.7%	1.3%	4.0%

※数値は各原因・動機の件数を自殺者数(原因・動機「不詳」の者を除く)で除した値。
 ※原因・動機は複数計上であるため、各年の合計は100%にならない。

6 ライフステージ別自殺者の状況

(1) 19歳以下

19歳以下の自殺者の職業は、「学生・生徒」が最多となっています。また、原因・動機は、「学校問題」が最多で、次いで「家庭問題」「健康問題」が多くなっています。

■ 19歳以下の自殺者の職業上位項目

学生・生徒	(43)
その他の無職者	(9)
被雇用者・勤め人	(6)

※()内は、2013年から2017年の合計人数。

■ 19歳以下の自殺者の原因・動機上位項目

学校問題	(17)
家庭問題	(10)
健康問題	(9)

※()内は、2013年から2017年の合計件数。 ※複数計上あり。不詳を除く。
 資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

(2) 20代～50代

〈男性〉

20代～50代男性の自殺者の職業は、いずれの年代も「被雇用者・勤め人」が最多となっています。また、原因・動機は、いずれの年代も「経済・生活問題」が最多となっており、30代は「健康問題」も同数で最多となっています。次いで、20代は「勤務問題」「健康問題」、30代は「家庭問題」「勤務問題」、40代と50代は「健康問題」「勤務問題」が多くなっています。

■ 20代～50代男性の自殺者の職業上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

20代	30代	40代	50代
被雇用者・勤め人(75)	被雇用者・勤め人(94)	被雇用者・勤め人(126)	被雇用者・勤め人(82)
学生・生徒(38)	その他の無職者(60)	その他の無職者(60)	その他の無職者(59)
その他の無職者(31)	失業者(15)	失業者(20)	自営業者・家族従事者(36)

※()内は、2013年から2017年の合計人数。

■ 20代～50代男性の自殺者の原因・動機上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

20代	30代	40代	50代
経済・生活問題(45)	健康問題(48) 経済・生活問題(48)	経済・生活問題(86)	経済・生活問題(92)
勤務問題(34)	家庭問題(30)	健康問題(53)	健康問題(40)
健康問題(31)	勤務問題(27)	勤務問題(50)	家庭問題(29) 勤務問題(29)

※()内は、2013年から2017年の合計件数。 ※複数計上あり。不詳を除く。

〈女性〉

20代～50代女性の自殺者の職業は、20代は「被雇用者・勤め人」、30代と40代は「その他の無職者」、50代は「主婦」が、それぞれ最多となっています。

また、原因・動機は、いずれの年代も「健康問題」が最多となっています。次いで、20代は「家庭問題」と「男女問題」、30代～50代は「家庭問題」が多くなっています。

■ 20代～50代女性の自殺者の職業上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

20代	30代	40代	50代
被雇用者・勤め人(26)	その他の無職者(32)	その他の無職者(36)	主婦(33)
その他の無職者(23)	被雇用者・勤め人(25)	被雇用者・勤め人(32)	その他の無職者(27)
学生・生徒(14)	主婦(14)	主婦(27)	被雇用者・勤め人(15)

※()内は、2013年から2017年の合計人数。

■ 20代～50代女性の自殺者の原因・動機上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

20代	30代	40代	50代
健康問題(35)	健康問題(47)	健康問題(52)	健康問題(44)
家庭問題(15) 男女問題(15)	家庭問題(29)	家庭問題(27)	家庭問題(20)
経済・生活問題(6) 学校問題(6)その他(6)	経済・生活問題(10)	経済・生活問題(11)	経済・生活問題(9)

※()内は、2013年から2017年の合計件数。 ※複数計上あり。不詳を除く。

(3) 60歳以上

60歳以上の自殺者の職業は、60代男性は「被雇用者・勤め人」、60代女性と70歳以上男女は「年金・雇用保険等生活者」がそれぞれ最多となっています。

また、60歳以上の原因・動機は、いずれの年代も男女ともに「健康問題」が最多となっています。

■ 60歳以上男性の自殺者の職業上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

60代	70代	80歳以上
被雇用者・勤め人(51)	年金・雇用保険等生活者(69)	年金・雇用保険等生活者(54)
その他の無職者(50)	その他の無職者(24)	その他の無職者(16)
年金・雇用保険等生活者(40)	被雇用者・勤め人(11)	自営業者・家族従事者(1)

※()内は、2013年から2017年の合計人数。

■ 60歳以上男性の自殺者の原因・動機上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

60代	70代	80歳以上
健康問題(69)	健康問題(58)	健康問題(36)
経済・生活問題(62)	家庭問題(21)	家庭問題(8)
家庭問題(35)	経済・生活問題(8)	その他(6)

※()内は、2013年から2017年の合計件数。 ※複数計上あり。不詳を除く。

■ 60歳以上女性の自殺者の職業上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

60代	70代	80歳以上
年金・雇用保険等生活者(34)	年金・雇用保険等生活者(38)	年金・雇用保険等生活者(41)
主婦(30)	主婦(18)	その他の無職者(16)
その他の無職者(23)	その他の無職者(17)	主婦(4)

※()内は、2013年から2017年の合計人数。

■ 60歳以上女性の自殺者の原因・動機上位項目

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ

60代	70代	80歳以上
健康問題(58)	健康問題(45)	健康問題(34)
家庭問題(10)	家庭問題(12)	家庭問題(7)
経済・生活問題(8)	経済・生活問題(4)	その他(5)

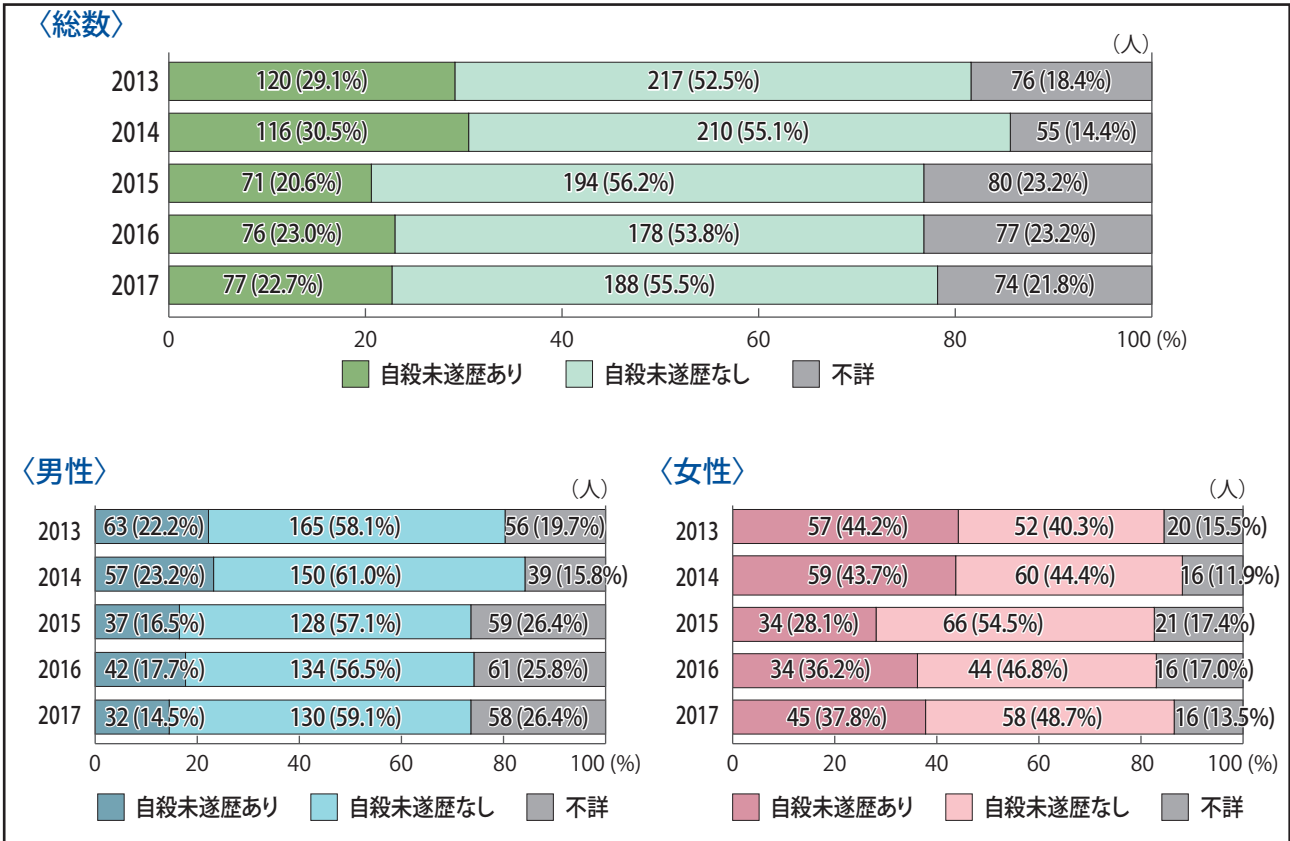
※()内は、2013年から2017年の合計件数。 ※複数計上あり。不詳を除く。

7 自殺未遂歴のある者

2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は、全体の2～3割を占めています。自殺者数は、女性より男性の方が多いたりますが、自殺未遂歴のある自殺者の割合は、女性の方が多くなっています。

■ 自殺者数における自殺未遂歴の有無の推移

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



〈参考〉 自損行為による救急搬送状況(2017年(平成29年))

資料：札幌市消防局「2018消防年報」

総数	787人	※自損行為とは、以下のものをいう。 ・毒物・薬物を使用したもの ・首くくりで自殺を行ったもの ・河川、海、交通機関等に投身したもの	・自殺の目的でガスを使用したもの ・刃物で自殺を行ったもの ・前記以外の方法で自殺を行ったもの
〈内訳〉性別	男性	225人	
	女性	562人	
年代別	少年(満7歳以上、満18歳未満の者)	32人	
	成人(満18歳以上、満65歳未満の者)	663人	
	高齢者①(満65歳以上、満75歳未満の者)	55人	
	高齢者②(満75歳以上の者)	37人	
傷病程度	死亡	91人	
	重症(長期入院)	68人	※3週間以上の入院加療を必要とするもの
	中等度(入院診療)	356人	※3週間未満の入院加療を必要とするもの
	軽症(外来診療)	272人	※入院加療を必要としないもの

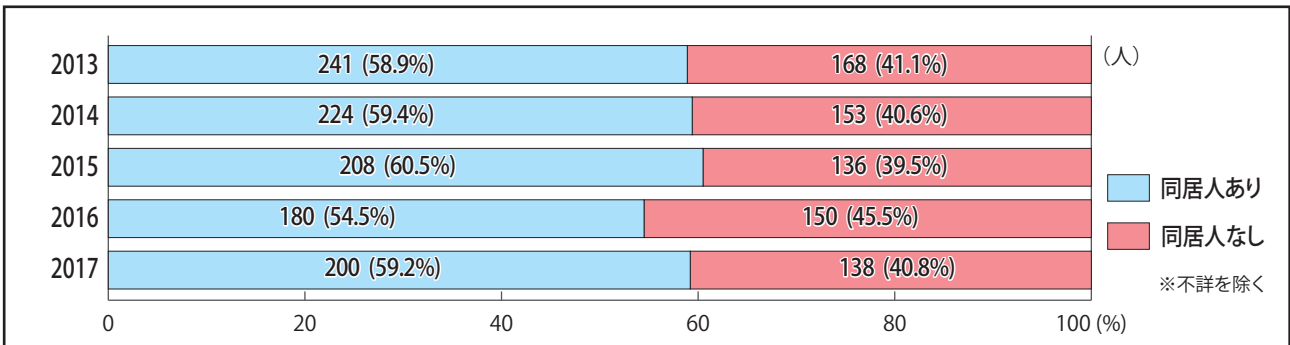
8 同居人の有無

札幌市民のうち、単独世帯に属する者の割合は約2割ですが、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の札幌市の自殺者のうち、同居人がいない者の割合は4割前後で推移しており、同居人のいない者の割合が高い傾向があります。

※ 札幌市民のうち単独世帯に属する者の割合は、総務省「平成27年国勢調査」による。

■ 自殺者数における同居人の有無

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



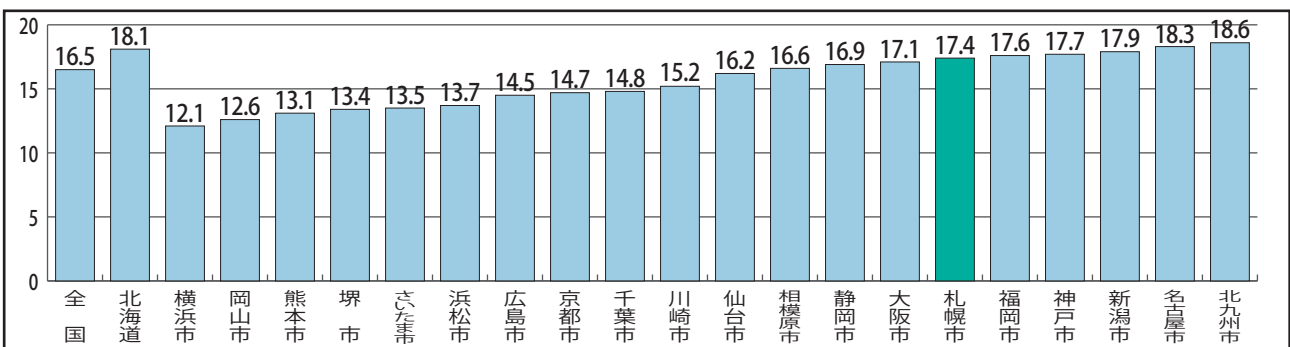
9 全国及び政令指定都市との比較からみた札幌市の自殺の実態

札幌市の自殺者死亡率を他の政令指定都市と比較すると、2017年(平成29年)は、政令指定都市の中で6番目に高く、北海道より0.7ポイント低いです、全国よりも0.9ポイント高くなっています。

※ ここで示す全国及び政令指定都市のデータは、札幌市の集計に合わせて「自殺日・住居地ベース」であり、各自治体が公表している自殺死亡率とは異なります。

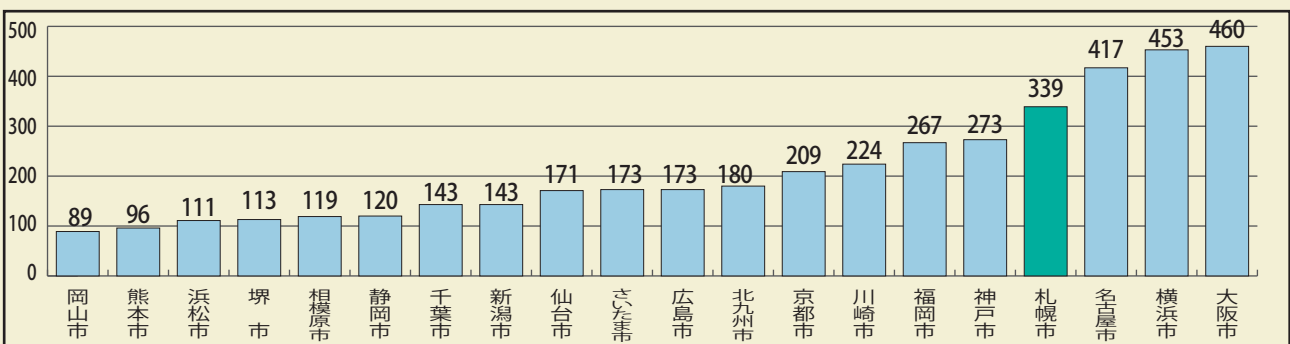
■ 各政令指定都市及び北海道・全国の自殺死亡率

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(2017年)」



〈参考〉 各政令指定都市の自殺者数

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(2017年)」



第2章 札幌市における自殺の現状

札幌市の年代別自殺死亡率は、「19歳以下」「20代」「30代」「40代」「50代」が全国平均よりも高くなっています。

■ 各政令指定都市及び北海道・全国の年代別自殺死亡率

※順位は、小数点第2位以下で判断。

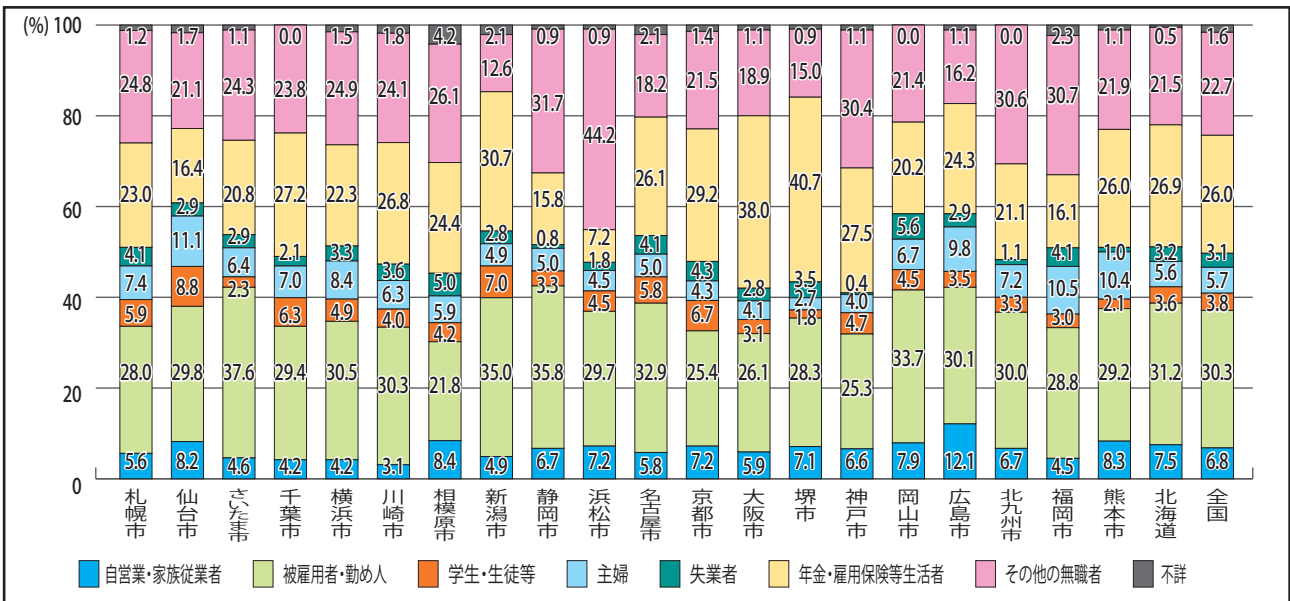
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(2017年)」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

順位	19歳以下		20代		30代		40代	
1	北九州市	4.8	千葉市	26.2	仙台市	24.8	福岡市	28.3
2	新潟市	4.4	名古屋市	22.2	広島市	23.6	北九州市	24.4
3	札幌市	4.2	札幌市	20.5	神戸市	21.0	札幌市	23.3
4	名古屋市	3.6	仙台市	20.0	静岡市	19.8	相模原市	22.4
5	仙台市	3.2	新潟市	19.4	相模原市	19.7	神戸市	21.5
6	京都市	3.0	神戸市	18.3	札幌市	19.3	名古屋市	20.8
7	浜松市	2.7	川崎市	17.4	北九州市	17.1	新潟市	20.4
8	広島市	2.7	岡山市	17.0	堺市	17.1	京都市	20.3
9	川崎市	2.3	相模原市	16.7	新潟市	16.5	熊本市	20.1
10	岡山市	2.2	浜松市	16.5	大阪市	16.4	大阪市	19.8
11	横浜市	2.2	静岡市	16.3	川崎市	16.3	仙台市	17.8
12	福岡市	1.8	福岡市	16.1	名古屋市	16.2	広島市	17.1
13	千葉市	1.8	京都市	14.8	さいたま市	15.1	浜松市	16.5
14	静岡市	1.7	大阪市	14.5	岡山市	14.4	千葉市	15.7
15	大阪市	1.7	北九州市	12.7	福岡市	13.6	さいたま市	15.6
16	神戸市	1.5	さいたま市	12.0	浜松市	13.1	堺市	14.5
17	堺市	1.3	広島市	11.9	熊本市	11.9	横浜市	13.9
18	さいたま市	1.3	熊本市	11.8	京都市	11.4	静岡市	13.2
19	相模原市	0.8	横浜市	11.2	横浜市	10.7	岡山市	13.0
20	熊本市	0.7	堺市	8.4	千葉市	10.1	川崎市	10.7
	北海道	3.3	北海道	19.9	北海道	19.2	北海道	22.3
	全国	2.5	全国	16.9	全国	17.0	全国	18.8
順位	50代		60代		70代		80歳以上	
1	北九州市	30.3	静岡市	25.9	川崎市	26.5	堺市	27.3
2	名古屋市	27.9	川崎市	25.0	福岡市	25.0	千葉市	23.4
3	福岡市	27.9	大阪市	24.4	名古屋市	24.5	神戸市	22.9
4	静岡市	26.5	新潟市	22.3	北九州市	22.9	川崎市	22.9
5	新潟市	24.6	福岡市	20.7	新潟市	22.3	北九州市	21.8
6	京都市	24.5	相模原市	19.9	大阪市	22.2	さいたま市	20.1
7	大阪市	24.2	北九州市	19.9	神戸市	21.8	名古屋市	19.4
8	さいたま市	23.7	神戸市	19.7	札幌市	20.3	相模原市	19.3
9	熊本市	23.2	広島市	19.5	静岡市	20.2	浜松市	18.3
10	札幌市	23.2	名古屋市	18.9	熊本市	17.5	大阪市	17.9
11	仙台市	22.6	千葉市	18.3	千葉市	17.4	札幌市	17.7
12	相模原市	22.6	京都市	14.5	横浜市	17.3	新潟市	17.3
13	神戸市	22.1	札幌市	14.2	広島市	16.9	広島市	16.6
14	浜松市	21.5	さいたま市	14.1	堺市	16.9	岡山市	16.6
15	横浜市	19.4	堺市	13.8	岡山市	16.9	京都市	16.5
16	堺市	19.1	横浜市	13.7	仙台市	16.8	静岡市	16.3
17	岡山市	18.4	仙台市	13.7	相模原市	16.5	福岡市	14.7
18	千葉市	17.0	熊本市	12.8	京都市	16.4	熊本市	13.8
19	川崎市	16.6	浜松市	12.5	浜松市	16.4	仙台市	13.3
20	広島市	13.6	岡山市	10.7	さいたま市	14.3	横浜市	13.0
	北海道	22.7	北海道	17.6	北海道	21.8	北海道	23.3
	全国	23.0	全国	18.1	全国	21.0	全国	22.0

札幌市の自殺者は、他の政令指定都市と比較すると「学生・生徒等」「失業者」の割合が高くなっています。

■ 各政令指定都市及び北海道・全国の職業別自殺者の割合

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（2017年）」



自殺者の原因・動機は、全国的に「健康問題」の割合が最も高い傾向にあります。札幌市も「健康問題」の割合が最も高くなっていますが、他の政令指定都市と比較すると、51.2%と最も低く、北海道においても札幌市と同様の傾向が見られます。札幌市は、他の政令指定都市と比較すると「経済・生活問題」や「家庭問題」の割合が高くなっています。

■ 各政令指定都市及び北海道・全国の原因・動機別自殺者の割合

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（2017年）」

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
札幌市	29.0%	51.2%	31.4%	14.0%	6.8%	2.4%	8.7%
仙台市	22.8%	58.1%	39.7%	27.9%	1.5%	5.1%	6.6%
さいたま市	4.8%	68.5%	16.7%	6.5%	3.6%	0.0%	1.8%
千葉市	24.0%	63.0%	26.0%	16.0%	5.0%	2.0%	6.0%
横浜市	17.2%	65.6%	24.2%	11.5%	5.3%	3.7%	9.4%
川崎市	23.3%	65.0%	16.7%	11.7%	6.7%	4.2%	15.0%
相模原市	20.8%	63.9%	29.2%	8.3%	2.8%	1.4%	9.7%
新潟市	28.1%	71.9%	15.8%	10.5%	3.5%	3.5%	3.5%
静岡市	21.2%	56.1%	25.8%	9.1%	9.1%	1.5%	15.2%
浜松市	32.4%	63.4%	15.5%	21.1%	7.0%	2.8%	7.0%
名古屋市	17.3%	69.7%	19.3%	16.7%	6.5%	3.7%	5.1%
京都市	22.0%	70.7%	20.0%	13.3%	6.0%	4.0%	6.0%
大阪市	17.6%	76.6%	26.0%	9.3%	6.5%	1.4%	7.4%
堺市	26.6%	78.0%	22.0%	3.7%	7.3%	0.9%	7.3%
神戸市	20.8%	66.4%	15.4%	9.7%	4.2%	1.5%	8.5%
岡山市	23.1%	75.4%	21.5%	20.0%	4.6%	3.1%	7.7%
広島市	17.7%	78.5%	22.3%	6.2%	5.4%	0.8%	3.1%
北九州市	21.7%	73.2%	24.8%	8.9%	5.7%	0.6%	5.1%
福岡市	19.7%	65.8%	22.4%	11.0%	8.3%	1.8%	5.7%
熊本市	22.9%	78.3%	18.1%	15.7%	3.6%	0.0%	2.4%
北海道	29.2%	55.5%	24.4%	16.4%	7.7%	1.7%	7.7%
全国	19.9%	67.7%	21.7%	12.5%	4.8%	2.1%	7.3%

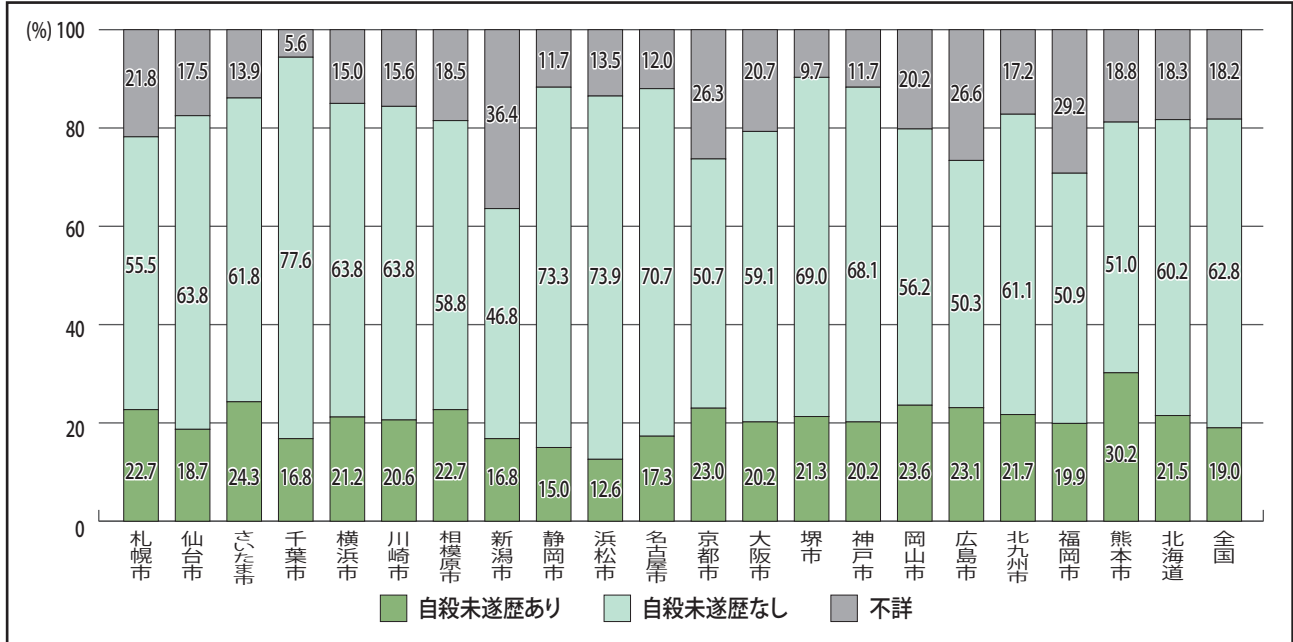
※数値は、各原因・動機の件数を自殺者数(原因・動機「不詳」の者を除く)で除した値。 ※原因・動機は複数計上であるため、各自治体の合計は100%にならない。

第2章 札幌市における自殺の現状

札幌市の自殺者は、「自殺未遂歴あり」の者の割合が22.7%と、他の政令指定都市と比較するとやや高く、全国平均よりも3.7ポイント高くなっています。

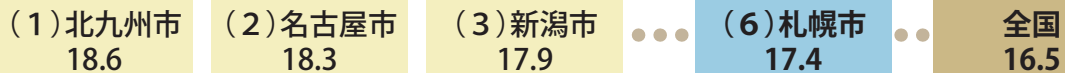
■ 各政令指定都市及び北海道・全国の自殺未遂歴の有無別自殺者の割合

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（2017年）」



10 札幌市における自殺の現状のまとめ

自殺死亡率は、政令指定都市の中で6番目に高く、全国よりも0.9ポイント高くなっています。



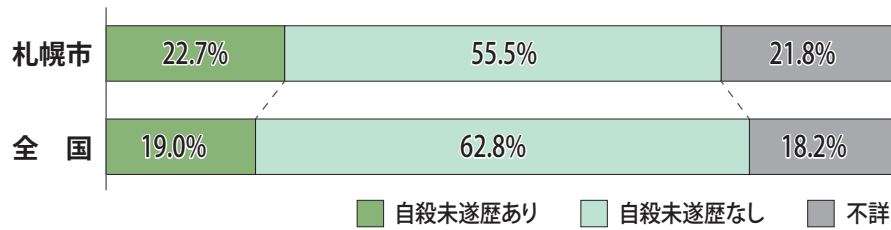
年代別自殺死亡率は「50代」以下が全国よりも高くなっています。

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
札幌市	4.2 ↑	20.5 ↑	19.3 ↑	23.3 ↑	23.2 ↑	14.2	20.3	17.7
全国	2.5	16.9	17.0	18.8	23.0	18.1	21.0	22.0

自殺者の原因・動機は、全国的な傾向と同様に「健康問題」の割合が最も高いですが、他の政令指定都市と比較すると最も低く、「家庭問題」や「経済・生活問題」の占める割合が高くなっています。

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
札幌市	29.0% ↑	51.2%	31.4% ↑	14.0%	6.8%	2.4%	8.7%
全国	19.9%	67.7%	21.7%	12.5%	4.8%	2.1%	7.3%

自殺者の自殺未遂歴の有無は、「自殺未遂歴あり」の者の割合が、他の政令指定都市と比較するとやや高く、全国よりも3.7ポイント高くなっています。



各ライフステージで自殺の原因・動機は異なるため、各段階の現状に応じた対策を講じることが求められます。

	男性	女性
19歳以下	<p>主な職業 学生・生徒</p> <p>主な原因・動機 学校問題</p> <p>特徴 2013年(平成25年)から2017年(平成29年)では、10代の自殺者数は10人前後で横ばいです。15歳～19歳の死因としては、不慮の事故と並んで自殺が第1位となっています。札幌市は、19歳以下の自殺死亡率が4.2であり、全国平均と比較して高く、若年層対策が重要な課題です。</p>	
20代～50代	<p>主な職業 被雇用者・勤め人</p> <p>主な原因・動機 20代、40代、50代:経済・生活問題 30代:経済・生活問題、健康問題</p> <p>特徴 2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の男性自殺者数では、20代や30代は増減を繰り返しながらも減少傾向であり、40代は50人前後、50代は40人前後で横ばいです。40代や50代の働き盛りの年代の男性が、経済・生活問題を主な原因として自殺していることから、生活困窮者に対する支援や各種相談窓口と連携した取組の充実が課題です。</p>	<p>主な職業 20代:被雇用者・勤め人 30代、40代:その他の無職者 50代:主婦</p> <p>主な原因・動機 健康問題</p> <p>特徴 2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の女性自殺者数では、20代は増加傾向、50代は減少傾向、他の年代は横ばいです。20代は被雇用者・勤め人、30代から50代は主婦や無職者の自殺が多く、20代から50代の各年代で健康問題を原因とする自殺が最多となっていることから、若年就労者や主婦・失業者への心の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p>
60代以上	<p>主な職業 60代:被雇用人・勤め人 70代、80歳以上:年金・雇用保険等生活者</p> <p>主な原因・動機 健康問題</p> <p>特徴 2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の男性自殺者数では、60代は減少傾向、70代は増加傾向、80歳以上はほぼ横ばいです。高齢者の心身の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p>	<p>主な職業 年金・雇用保険等生活者</p> <p>主な原因・動機 健康問題</p> <p>特徴 2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の女性自殺者数では、60歳以上は増減を繰り返しながらも、60代はほぼ横ばい、70代は減少傾向、80歳以上は増加傾向です。高齢者の心身の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p>

1 第2次計画における取組

第2次計画では、社会的要因も含めた総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために、現状分析に基づく地域や世代の特徴に応じた取組と、地域で支えあいとつながりづくりのための取組等を重点的に進めました。

■ 第2次計画における重点取組

1 自殺の現状等に基づく重点取組

(1) 年代別の取組

ア 未成年者(19歳以下)

● 未成年者のメンタルヘルス等に関する研修講師派遣・教育センター研修事業

- ・教育委員会と連携し、教職員に対して、子どものメンタルヘルスやゲートキーパー等に関する研修会を開催した。
- ・受講者数3,645名(2014年～2018年の合計)

● 命を大切にす指導の充実

- ・子どもが自らを肯定的に受け止め、自分や他者のかげがえのない命を大切にす指導を実施した。

● 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

- ・緊急時の対応等について、適切な支援となるよう児童診療センターや児童相談所等の関係機関のネットワークを構築した。

● 若年層向け普及啓発事業

- ・若者に対して、ゲートキーパーの役割や相談窓口等について周知を行うため、マンガやウェブサイト等の様々な媒体を活用して普及啓発を行った。
- ・ゲートキーパー啓発マンガ冊子配付数120,220部(2017年～2018年の合計、配付対象は市内の中学校や高等学校に通う全生徒。)
- ・ウェブサイト「札幌こころのナビ」閲覧数25,983件(2017年～2018年2月28日までの合計)

イ 20代～50代

● 自殺の危険性のある者と関わる専門職に対するゲートキーパー研修

- ・ゲートキーパーを担う専門職の増加を図るため、ゲートキーパーに関する研修会を継続的に開催した。
- ・受講者数588名(2014年～2018年の合計)

● 一般企業等が行うメンタルヘルス対策への支援

- ・一般企業等へのメンタルヘルスに関する相談機関の情報提供や研修を実施した。

ウ 60代以上

● かかりつけ医等うつ病対応力向上研修

- ・うつ病の早期発見・早期治療につながるよう、内科等のかかりつけ医や産業医に対して、うつ病について専門的な研修を実施した。
- ・受講者数759名(2014年～2018年の合計)

(2) 自殺未遂者への支援体制の充実

● 自殺未遂者対策事業

- ・自殺未遂者への支援体制の構築を図るため、自殺未遂者への具体的な対応やその後の支援について学ぶ研修会を開催した。
- ・受講者数175名(2014年～2016年の合計)

(3) 自死遺族の心情に配慮した対策

● 自死遺族サポート事業・自死遺族支援研修会

- ・自死遺族への理解を深め、その対応や支援体制の充実を図るため、自死遺族の方々が抱えやすい悩みや心理的状況等についての研修会を開催した。
- ・受講者数208名(2014年～2018年の合計)

2 地域での支えあいとつながりづくりのための重点取組

(1) 市民一人ひとりがゲートキーパーになることを目指した取組

● ほっとけない・ゲートキーパー研修会

- ・より身近な人がゲートキーパーとなるよう、市民向けにゲートキーパー研修会を開催した。
- ・受講者数772名(2014年～2018年の合計)

(2) 地域に密着し、あらゆる世代やライフステージに合わせた取組

● 地域密着型自殺対策事業

- ・自殺対策という視点から地域の支援体制を充実させるため、各区のまちづくり事業において人材養成研修や関係機関とのネットワークづくりに取り組んだ。
- ・イベントや講演会等の開催事業数80事業、参加者数28,710名(2014年～2018年の合計)

(3) 様々な関係団体と連携した取組の充実

● 地域の自助グループや団体等との連携事業

- ・地域の依存症に関する当事者グループや様々な団体等と連携し、自殺対策に関する事業を実施した。
- ・イベントや講演会等の開催事業数32事業、参加者数2,520名(2014年～2018年の合計)

(4) 総合的な相談体制の構築を目指した取組

● 保健福祉の総合相談

- ・福祉に関する不安や悩みに、よりきめ細かく対応するため、保健福祉の相談窓口において幅広い相談を受け、必要に応じて各種サービスを紹介し、専門窓口につなげた。

2 成果と課題

1

札幌市における年間自殺者数は、2008年（平成20年）の477人のピーク時に比べ、2017年（平成29年）の319人まで減少しています。このことは、計画に基づき、庁内はもちろんのこと、庁外的にも関係機関や関係団体等と協働して自殺対策に取り組んだ成果と考えます。しかしながら、自殺者が年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれていることから、今後もライフステージ別の取組や地域に密着した取組等、総合的な自殺対策を推進する必要があります。

2

講演会やイベント等の活動、ウェブサイトやマンガ冊子等の媒体を通じて、市民や社会の各領域に対する自殺予防対策の普及啓発を実施しました。その結果、平成30年度第1回市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）において、「自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、追い込まれた末の死だ」の設問に対して、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合が54%であったことから、自殺に対する正しい認識は一定程度浸透していることがうかがえるものの、今後も様々な活動や媒体を通して、市民の自殺問題に対する関心や知識を高める普及啓発を広く継続する必要があります。

3

自殺の危険性の高い人を早期に発見し対応を図るため、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・その他関連領域に従事する者に対して、「ゲートキーパー」を担う人材の養成を実施しました。この取組は、自殺対策を進めるうえで極めて重要であることから、今後は対象をさらに拡張し、地域における自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る必要があります。

4

自殺未遂者やアルコール等の依存症のある方等は自殺の危険リスクが高いことから、これらのハイリスク者を早期に発見して支援につなげる相談支援や専門医療を充実させ、社会復帰支援等の取組を推進する必要があります。また、市民意識調査において、「依存症は病気であり、本人の性格や意思の問題ではない」の設問に対して、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合が33%であったことから、依存症に関する正しい知識の普及啓発を広く行う必要があります。

5

自殺者数は減少傾向にあるものの、若年層の死因に占める自殺の割合は依然として高い現状です。また、この年代は対人関係問題、進路、就職問題等の様々な心の悩みを抱えることが多く、精神疾患の好発時期でもあり、若年層の心のケアは、その後のライフステージにおける心の健康の保持・増進にもつながります。第2次計画においては、教育現場と協力した取組を実施しましたが、今後も若年層の現状やライフステージを考慮した支援と、若年層に関わる支援者への知識の普及等を進める必要があります。

6

自死遺族に対する相談窓口や自助グループに関する情報提供、自死遺族を支援する関係者が支援について学ぶ機会の提供、自助グループへの協力等を実施しました。自殺で家族を亡くした遺族は、その悲しみに加え、社会からの偏見や経済面、生活面などの多くの困難や悩みを抱えることも多いことから、今後も自死遺族の心情に配慮した取組を継続する必要があります。

7

自殺は経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に絡み合って生じるため、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の様々な分野における取組が必要です。第2次計画においては、様々な関係機関との連携を図りながら対策を進めてきましたが、今後はより連携を深めて、対策を総合的に展開して行く必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスが前提にあることを認識しておく必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により適切な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」といえます。

自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題

自殺の背景・原因となる経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれている

2007年(平成19年)、国は基本法に基づき、推進すべき自殺対策の指針として大綱を策定しました。札幌市は、基本法や大綱、第1次計画、第2次計画の下で、様々な自殺対策を推進してきました。その結果、1998年(平成10年)の急増以降、長らく高止まりが続いていた年間自殺者数が、2012年(平成24年)から減少に転じ、2017年(平成29年)には319人となりました。しかしながら、自殺者が年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれています。

2 基本理念

市民一人ひとりが支え合い、 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

第2次計画では、基本理念に「共に支え合うまちづくりを進める」と掲げ、自殺対策に取り組んできました。この理念は、市民一人ひとりがかけがえのない命を守ることの大切さを認識し、また、様々な関係機関が連携して共に支え合いながら、一人でも多くの命を救うことを目指したものです。

本計画では、第2次計画で掲げた理念を継承するとともに、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聞き、適切な対応をとることができるよう促し、市民個人はもとより、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の様々な関係機関がより強力で連携して「生きることの包括的な支援」を展開することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

3 基本方針

本計画の理念を実現するため、自殺予防学における各ステージの視点を基に以下の6つの目指す方向性を設定し、自殺総合対策を推進していきます。なお、自殺予防学における各ステージとは、以下のことを言います。

- 〈1次予防〉 市民や社会の各領域に対する自殺予防対策の普及啓発、自殺予防対策に関わる人々への教育
- 〈2次予防〉 自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要な支援や精神科医療につなぐ取組
- 〈3次予防〉 自殺が生じた際の事後対応

I 心の健康を支援する体制整備と ゲートキーパー等人材養成の推進

自殺予防に関する理解の促進とゲートキーパーを担う人材の養成及び教育を推進します。
(1次予防)

IV 自殺未遂者支援の充実

自殺の危険因子の中で最もリスクが高い自殺未遂歴のある方に対する支援の充実を図ります。
(2次予防)

II 地域における自殺の ハイリスク者対策の推進

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要な支援や精神科医療につなげます。
(1次予防)

V 自死遺族等に対する支援の 充実

自殺が生じた際の事後対応を推進します。
(3次予防)

III 若年層の教育ステージや生活環境 に配慮した支援・対策の推進

教育ステージや社会とのつながりの有無など、若年層の置かれている状況に配慮した支援を推進します。
(1次・2次予防)

VI 関係団体等との連携強化と 協働による取組の推進

様々な分野の団体や関係者等による緊密な連携のもと、必要な施策を推進します。

4 目標

「ひとりでも多くの命を救う」

自殺者は何人減らせばよいというものではなく、できる限り減らしていくための対策に取り組むことが大切であるため、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、市民や行政、様々な関係機関等、札幌市全体が自殺者を少しでもゼロに近づけていこうという意識の下、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に取組を推進します。

1 施策の体系

基本理念 市民一人ひとりが支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

基本方針Ⅰ 心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進

施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- 3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- 4 うつ病等についての普及啓発の推進

施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る【重点】

- 1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- 3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- 4 教職員に対する普及啓発等の実施
- 5 保健師等に対する研修の実施
- 6 介護事業従事者に対する研修の実施
- 7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施
- 8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施
- 9 様々な分野でのゲートキーパーの養成
- 10 市民に対する研修の実施
- 11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 12 自殺対策従事者への心のケアの推進
- 13 家族や知人等を含めた支援者への支援

施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 3 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 4 被災者の心のケアの推進

施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 1 長時間労働の是正
- 2 ハラスメント防止対策

基本方針Ⅱ 地域における自殺のハイリスク者対策の推進

施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上
- 2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- 3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- 4 うつ等のスクリーニングの実施
- 5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援

施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等のわかりやすい発信
- 2 失業者等に対する相談窓口の充実
- 3 経営者に対する相談事業の実施
- 4 危険な場所等における対策
- 5 インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- 6 ひきこもりに対する支援の充実
- 7 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実
- 8 生活困窮者に対する支援の充実
- 9 高齢者や認知症者に対する支援の充実
- 10 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
- 11 妊産婦に対する支援の充実
- 12 がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実
- 13 性的マイノリティ(LGBT)に対する支援の充実
- 14 報道機関に対する世界保健機関(WHO)の手引き等の周知

基本方針Ⅲ 若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【重点】

- 1 子どもに対する支援の充実
- 2 SOSの出し方に関する教育の推進
- 3 いじめ等を苦しめた子どもの自殺の予防
- 4 学生・生徒等に対する支援の充実
- 5 若者に対する支援の充実
- 6 若者の特性に応じた支援の充実

基本方針Ⅳ 自殺未遂者支援の充実

施策8 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

- 1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
- 2 調査研究及び検証による成果の活用
- 3 先進的な取組に関する情報の収集及び整理
- 4 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用

施策9 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ【重点】

- 1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 2 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実
- 3 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化
- 4 家族等の身近な支援者に対する支援
- 5 学校や職場等における事後対応の促進

基本方針Ⅴ 自死遺族等に対する支援の充実

施策10 遺された人へ支援を充実する

- 1 遺族等への支援
- 2 学校や職場等における事後対応の促進
- 3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進
- 4 遺児等への支援
- 5 遺された関係者への支援

基本方針Ⅵ 関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

施策11 関係機関等との連携を強化する【重点】

- 1 民間団体の人材育成に対する支援
- 2 地域における連携体制の確立
- 3 民間団体の相談事業に対する支援

※【重点】は、本計画で重点的に取り組む施策を示します。

2 基本方針の施策及び成果指標

基本方針の下に11の施策とそれに紐づく取り組みを展開していきます。また、各基本方針に成果指標を設け、取組の進捗状況を把握します。

基本方針 I 心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進

施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解の促進を図ります。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということについても、理解の促進を図ります。

それらの理解を通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

取組の方向性

1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

(1) 基本法第7条に規定する自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防のための啓発活動を推進します。

2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

(1) 児童生徒に命の大切さを単に教えるのではなく、学校における体験活動や地域の高齢者との世代間交流等の活用により、互いに気持ちを伝え合うことができるようにすることや自己肯定感を高める教育等の生きることの促進要因を増やす取組を通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

(2) 子どもにSOSの出し方を教えるだけでなく、児童生徒と日々接している学級担任や養護教諭等の教職員、学生相談に関わる大学等の教職員が、子どもの出したSOSに気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修教材の作成や配布、研修会の実施等による普及啓発を行います。

3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

(1) 自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と市民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力を高めるため、インターネットを積極的に活用して正しい知識の普及を推進します。

(2) 自殺予防に関する知識やゲートキーパーの役割等について、幅広い市民に関心を持ってもらうよう、ホームページ等の様々な媒体を活用するなど、工夫を凝らした普及啓発を実施します。

4 うつ病等についての普及啓発の推進

(1) ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1)	● 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動の推進	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防に関する各種事業を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1)	● 暮らしとこころの総合相談会	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	● 命を大切にす指導の充実	道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切にす指導」を位置づけ、計画的に実施します。	教育委員会 学校教育部
2(2)	● 「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」との連携【新規】	市内の大学保健管理センターで構成される「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげる取組を推進します。また、大学や専門学校等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(2)	● 指導資料「いじめ問題への対応」の活用	教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。	教育委員会 学校教育部
2(2)	● 教職員等への研修	教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
2(2)	● 教育センター研修事業	教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
3(1) 3(2) 4(1)	● ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(2) 4(1)	● 冊子やリーフレット等による普及啓発	自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)等の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(2) 4(1)	● 啓発物品等の貸出による普及啓発	心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
3(2) 4(1)	●若年層向け自殺対策普及啓発事業	若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(2)	●地域密着型自殺対策事業	各区保健福祉部が実施主体となり、地域の特性や実態に応じて自殺に関する正しい知識の普及啓発を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
3(2)	●ゲートキーパー養成研修【レベルアップ】	市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(2)	●自殺予防等研修講師派遣	関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	●うつ病の理解に関する研修会	市民を対象に、うつ病についての理解を深める研修会を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	●健康教育事業	各区保健センターや札幌市医師会において健康教育を行い、休養のとり方やこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。	保健福祉局 保健所 各区保健福祉部
4(1)	●健康づくりサポーター等派遣事業	健康づくり(こころの健康づくりを含む)を目的とした団体に対して、健康づくりサポーターを派遣することにより、住民の自主的で継続的な健康づくり活動を支援します。	保健福祉局 保健所

施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る 【重点】

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を、自殺対策に係る人材として確保・養成することが重要であるため、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」を担う人材等の養成をこれまで以上に進めることで、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

取組の方向性

1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

- (1) 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図るため、大学や専修学校等において、自殺に関する正しい知識や悩んでいる人に対する適切な関わり方等、自殺予防に資する教育が行われるよう働きかけます。
- (2) 医療・福祉専門職は、自殺未遂者や自傷行為者等に接する可能性が高いため、医療・福祉の教育機関において、自殺予防に関する教育が行われるよう働きかけます。

2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

- (1) 地域における関係機関、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の関係者間の連携調整を担う人材を養成します。

3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- (1) うつ病等の精神疾患患者は身体症状を呈しやすいことから、内科等のかかりつけの医師等に対して、うつ病等の精神疾患の理解や対応、患者の社会的な背景要因を考慮した自殺リスクの的確な評価技術、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関・支援策に関する知識の周知を図ります。
- (2) 各医療機関で、医師や医療関係者に対する自殺予防教育が行われるよう働きかけます。
- (3) 医療関係者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。

4 教職員に対する普及啓発等の実施

- (1) 教職員が子どもの出したSOSに気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修や普及啓発を実施します。
- (2) 大学保健管理センターと連携し、学生相談に関わる教職員に対して、メンタルヘルスに関する研修会等を開催します。

5 保健師等に対する研修の実施

- (1) 地域や企業等でメンタルヘルスに関連した業務に従事する保健師等に対して、心の健康づくりや地域の自殺対策に関する研修を実施します。

6 介護事業従事者に対する研修の実施

- (1) 介護支援専門員(ケアマネージャー)、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。

7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施

- (1) 民生委員・児童委員や地区福祉のまち推進センター等の地域関係者に対して、自殺予防に関する知識の普及やゲートキーパー養成に係る研修を実施します。

8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施

- (1) 商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員等に対して、自殺対策やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を促進するとともに、ゲートキーパー研修を実施します。

9 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- (1) 弁護士会や司法書士会、理美容協会等の各種団体に働きかけ、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及とゲートキーパー研修への参加促進を図ります。

10 市民に対する研修の実施

- (1) 幅広い市民に対して、ゲートキーパーに関する研修を実施し、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- (1) 警察官や消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等への適切な対応等に関する知識の普及を図ります。

12 自殺対策従事者への心のケアの推進

- (1) 学校や医療機関等における自殺対策従事者の心の健康の維持を図るため、メンタルヘルスに関する知見を活かした相談や研修会を行います。

13 家族や知人等を含めた支援者への支援

- (1) 高齢者の在宅介護などで悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立しないよう、気軽に悩みを相談できる場を提供するなど、これらの家族等に対する支援を推進します。
- (2) 精神疾患を抱えた人を支える家族に対して、CRAFT等の支援プログラムを活用します。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(2) 4(2)	●【再掲】「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」との連携【新規】	市内の大学保健管理センターで構成される「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげる取組を推進します。また、大学や専門学校等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1) 3(2)	●(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(1)	●かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	地域医療に携わるかかりつけ医や産業医を対象に、うつ病に関する知識や技術、精神科医との連携方法等を習得できるよう、北海道や北海道医師会と共同で研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
3(3) 5(1) 6(1) 7(1) 8(1) 9(1) 10(1) 12(1)	●【再掲】ゲートキーパー養成 研修【レベルアップ】	市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(3) 5(1) 6(1) 7(1) 8(1) 9(1) 10(1) 12(1)	●【再掲】自殺予防等研修 講師派遣	関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(3) 12(1)	●医療機関向け研修会 【新規】	医療関係者を対象に、自立支援医療(精神通院医療)等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	●【再掲】指導資料「いじめ 問題への対応」の活用	教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。	教育委員会 学校教育部
4(1)	●【再掲】教職員等への研修	教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
4(1)	●【再掲】教育センター研修 事業	教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
8(1)	●生活保護関係職員研修	生活保護相談に訪れた市民や被保護者からの様々な相談に適切に対処できるよう、精神障がいの知識や面接・家庭訪問時の対応・指導援助に関する研修を実施します。	保健福祉局 総務部
11(1)	●自死遺族支援研修会	自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
12(1)	●札幌市教職員相談室	教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。	教育委員会 学校教育部
13(1)	●地域包括支援センターに おける相談	地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるように、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。	保健福祉局 高齢保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
13(1)	● 介護予防センターにおける相談	高齢者の身近な相談窓口となるほか、閉じこもりや介護予防に必要な知識の普及を図ります。	保健福祉局 高齢保健福祉部
13(1)	● 障がい者相談支援事業	市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
13(2)	● 依存症患者の家族支援事業【新規】	依存症患者の家族に対して、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを活用し、家族会や家族教室、相談支援等を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部

施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進めます。

取組の方向性

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、国が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図ります。
- (2) ストレスチェック制度(従業員50人以上の事業場に義務付け)に関する国の啓発等に協力します。
- (3) 国が行う「労働条件相談ほっとライン」、「過重労働解消相談ダイヤル」、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」におけるメール・電話相談や産業保健センター等の周知を行い、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- (4) 雇用主や職場の衛生担当者・産業医に対して、自殺予防に関する知識の普及を図り、被雇用者の不調に気づき、適切な対応をとることができる環境づくりを推進します。
- (5) 被雇用者が自らの心の健康を守ることができるよう、メンタルヘルスに関する知識や相談窓口の普及啓発を行います。
- (6) 関係機関と連携し、若年労働者や求職者に対して、メンタルヘルスに関する取組や相談しやすい環境づくり等を進めます。
- (7) 各事業場において、新入社員研修の中に、自殺予防の視点を取り入れるよう働きかけます。
- (8) 雇用主が社内のメンタルヘルス問題について相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 精神保健福祉センターや区役所等において、心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、関連する相談機関等との連携を推進します。
- (2) 老人福祉センター等の公的な居場所づくりのほか、シニアサロン事業等の民間団体による居場所づくりを支援し、高齢者の健康維持を図ります。
- (3) 地域住民の居場所づくりに関して、自殺予防に寄与する取組について紹介し、地域における心の健康づくりを促進します。

3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 教育機関と連携し、児童生徒や学生にとって、保健室やカウンセリングルーム、大学保健管理センター等がより活用しやすい場となるよう周知を行い、養護教諭や医師、看護師等による健康相談を推進します。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置を更に推進するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む教職員に対して、児童生徒への対応力向上に関する研修を行います。
- (4) 大学保健管理センター等と連携して、教職員が学生の心の問題や成長支援に関する課題・ニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐ取組を推進します。

4 被災者の心のケアの推進

- (1) 災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(5) 1(8)	●メンタルヘルス研修講師派遣	希望する中小企業等に対して、メンタルヘルス研修講師を派遣し、労働者や管理監督者を対象とした教育研修や情報提供等を行います。	経済観光局 雇用推進部
1(2)	●【再掲】冊子やリーフレット等による普及啓発	自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)等の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(2) 1(3)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4)	●一般企業等が行うメンタルヘルス対策への支援	一般企業等が行う経営者や労務担当者を対象とした、自殺やメンタルヘルスに関する研修において、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(5)	●【再掲】札幌市教職員相談室	教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。	教育委員会 学校教育部
1(6) 1(7)	●【再掲】(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(6)	●札幌市就業サポートセンター等運営事業	就業サポートセンターの相談窓口において、求職者からの希望に応じて、産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施します。	経済観光局 雇用推進部
2(1)	●保健福祉の総合相談	保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かなアフターフォローを行います。	保健福祉局 総務部
2(1)	●【再掲】障がい者相談支援事業	市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	●心の健康相談事業	各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
2(1)	●こころの健康に関する相談	心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
2(1)	●一般健康相談	健康に関する相談を行い、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	保健福祉局 保健所
2(2)	●老人福祉センターにおける相談等	高齢者の生活や健康等の相談を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供します。	保健福祉局 高齢保健福祉部
2(2)	●シニアサロンに対する支援	高齢者が多くの地域住民とともに気軽に集い、高齢者相互や他の世代との交流するきっかけとなるような身近な場を運営する高齢者団体等に対して、経費の一部を補助することで、高齢者の社会参加や孤立化の防止を図る地域住民の健康維持を図ります。	保健福祉局 高齢保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
2(3)	●地域の居場所づくりに関する取組の発信【新規】	各部局が実施または把握している、地域における居場所づくりに関する取組について、SNS等を活用した情報発信を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(1)	●学校における教育相談	各学校において、日常的に教職員が児童生徒からの相談に対応するとともに、アンケートなどを基にした面談を行います。	教育委員会 学校教育部
3(1) 3(4)	●【再掲】「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」との連携【新規】	市内の大学保健管理センターで構成される「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげる取組を推進します。また、大学や専門学校等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(2)	●スクールカウンセラー活用事業	全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、5名のスーパーバイザーを任用して、スクールカウンセラーの資質向上のためのスーパーバイズや重大事故・事件における緊急時の学校支援を行います。	教育委員会 学校教育部
3(2)	●スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者等をスクールソーシャルワーカー(SSW)として任用し、学校長から派遣依頼があった場合に、学校に派遣します。	教育委員会 学校教育部
3(3)	●【再掲】教職員等への研修	教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
3(3)	●【再掲】教育センター研修事業	教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
3(3)	●学校支援相談事業	学校相談支援担当指導主事が、セラピストやスクールソーシャルワーカーとともに学校の支援を行います。	教育委員会 学校教育部
4(1)	●被災者の心のケアの推進	災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。	保健福祉局 障がい保健福祉部

施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族、周囲の人々にとって計り知れない苦痛をもたらすことを踏まえ、労働者の心の健康保持及び生命・身体の安全確保を図るため、長時間労働の是正やハラスメントの防止対策等、国が推し進める取組に協力します。

取組の方向性

1 長時間労働の是正

- (1) 過労死や過労自殺に対する理解や過労死防止の重要性に関する国の啓発活動に協力します。
- (2) 長時間労働や過労死問題に関する相談窓口の情報提供・周知を図ります。
- (3) 過労死や過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、国が策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、啓発や国の相談窓口との連携、民間団体が取り組むシンポジウムに対する支援等に努めます。

2 ハラスメント防止対策

- (1) 国のポータルサイト「あかるい職場応援団」等の周知を行い、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントの予防及び事後対応を推進します。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(2) 1(3)	●【再掲】冊子やリーフレット等による普及啓発	自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)等の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 1(2) 1(3) 2(1)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

基本方針Ⅰにおける成果指標

指 標	現在値	目標値	指標設定の考え方
● ゲートキーパーについて聞いたことがある市民の割合 (市民意識調査)	14.7% (2018年度)	20% (2023年度)	悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標
● ゲートキーパーに関する研修受講者数	10,964名 (2009年度 ～2018年度累計)	16,900名 (2023年度までの累計)	悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標
● かかりつけ医等うつ病対応力向上研修受講者数	1,355名 (2009年度 ～2018年度累計)	2,200名 (2023年度までの累計)	うつ病患者に対する医療体制の充実を示す指標
● 悩みを相談する相手がない人の割合 (健康づくりに関する市民意識調査)	4.6% (2017年度)	4.4%以下 (2022年度)	悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 《出典》札幌市健康づくり基本計画
● 生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合 (高齢社会に関する市民意識調査)	13.9% (2016年度)	10% (2022年度)	高齢者に対する地域における相談体制の充実を示す指標 《出典》札幌市高齢者支援計画2018
● 札幌こころのセンター心の健康づくり電話相談の認知度 (市民意識調査)	26.3% (2018年度)	33% (2023年度)	悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標

基本方針 II 地域における自殺のハイリスク者対策の推進

施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

世界保健機関(WHO)の調査及び先行研究によると、自殺した人の85%以上が精神疾患に罹患していたと推定されることから、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症など、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制の充実を図ります。

また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題等の様々な問題に対して包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように支援の充実を図ります。

取組の方向性

1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上

- (1) 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進します。特に、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、精神科医療・保健・福祉の連動性を高めます。
- (2) 内科等の精神科以外で身体的な治療を受ける方が必要に応じて精神科医療を受診できるよう、一般医療と精神科医療との連携強化を働きかけます。
- (3) 自殺のハイリスク者のケアを含む精神科救急医療体制に、診療所も協力・関与できるようなシステムづくりを検討します。
- (4) 保健・医療・福祉等の専門職が自殺のハイリスク者に対し適切に対応できるよう、研修機会の拡充と参加の促進を図ります。
- (5) 誰もが安心して精神科医療を受けられるよう、「精神科」に関する偏見を除去するための啓発を推進します。

2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

- (1) 精神科医療に関わるあらゆる職種が自殺予防の正しい知識や適切な対応技術を習得できるよう、薬物や刃物等による自傷行為を繰り返すといった困難事例に関する検討会等の学習機会を提供します。
- (2) 精神科医療関係者が、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症、統合失調症、認知症、発達障害、パーソナリティ障害等に係る自殺予防に資する専門的ケア技術を習得できるよう、研修会等を開催します。

3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- (1) さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チームによる研修会の開催や医学的支援等を行い、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般精神科医療関係者と児童精神科医療関係者の連携体制を構築します。

4 うつ等のスクリーニングの実施

- (1) 各区保健センターによる各種健診・訪問事業等において、メンタルヘルスに関するスクリーニングの実施を検討します。
- (2) 各種健診や訪問事業等に従事する職員に対して、うつ等のスクリーニングに関する研修を行います。

5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援

- (1) うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組や借金・家族問題等との関連性も踏まえて調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワーク構築、自助活動に対して支援等を行います。
- (2) 思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者、過去のいじめ・被虐待経験等により深刻な生きづらさを抱える者については、地域の救急医療機関や精神保健福祉センター、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により、適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、要支援者の早期発見・早期介入のための取組を推進します。
- (3) 依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。
- (4) 保健・医療・福祉専門職を対象に、依存症に関する研修を実施し、正しい知識等の普及を図ります。
- (5) 未成年者を含む市民に対して、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(2) 1(3) 5(2)	●【再掲】(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(3)	●精神科救急医療体制整備事業	本事業の実施主体である北海道と連携し、夜間・休日における精神科当番病院空床数(2床)を確保します。また、精神科等通院患者が自身の診療情報等を記載して携帯することのできる「こころの安心カード」を普及させることで、救急搬送時間の短縮や当番病院の負担軽減を図り、安定的な体制を確保します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4) 2(1) 4(2)	●【再掲】ゲートキーパー養成研修【レベルアップ】	市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4) 2(1) 4(2)	●【再掲】自殺予防等研修講師派遣	関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4) 2(1)	●【再掲】医療機関向け研修会【新規】	医療関係者を対象に、自立支援医療(精神通院医療)等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4)	●難病患者等ホームヘルパー養成研修	障害福祉サービス居宅介護事業所に在籍するサービス提供者に対して、難病の基礎知識、リハビリ、行政施策等に関する講義や難病患者・家族の理解に関する研修会を実施します。	保健福祉局 保健所
1(5)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(5)	●【再掲】冊子やリーフレット等による普及啓発	自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)等の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	●自殺予防対策チーム会議	市立札幌病院において、自殺企図を契機として入院、通院している患者について、介入のあり方や支援の方向性を検討するため、院内で組織している自殺予防対策チームが週1回のカンファレンスを開催します。	病院局 経営管理部
2(2)	●【再掲】かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	地域医療に携わるかかりつけ医や産業医を対象に、うつ病に関する知識や技術、精神科医との連携方法等を習得できるよう、北海道や北海道医師会と共同で研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
2(2) 5(1) 5(4)	● 依存症支援者研修事業 【新規】	依存症支援に携わる医療関係者等を対象に、依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(1)	● 子どもの心の診療ネットワーク事業	さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チーム事業による研修会の開催や医学的支援等を行うことで、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般の精神科医療関係者と児童の精神科医療関係者の連携体制を構築します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	● 専門職による訪問指導の実施	疾患や障がい等のため療養している40歳以上の方を対象に、保健師等の専門職が家庭を訪問し、生活習慣病予防・介護予防、メンタルヘルス等に関する保健指導や様々な相談を実施します。	保健福祉局 保健所
4(1)	● 【再掲】一般健康相談	健康に関する相談を行い、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	保健福祉局 保健所
5(1)	● 自立支援医療(精神通院医療)	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の給付を行い、継続的な治療につなげます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
5(1)	● 精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を行い、継続的な支援につなげます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
5(1) 5(3)	● 依存症に関する普及啓発 【新規】	依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
5(1) 5(5)	● 依存症問題に関わる民間団体との連携	未成年者を含む市民に対するアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
5(2)	● 【再掲】学校支援相談事業	学校相談支援担当指導主事が、セラピストやスクールソーシャルワーカーとともに学校の支援を行います。	教育委員会 学校教育部
5(2)	● 札幌市子どもの命を守る連携協力会議	子どもに緊急の対応が必要となったとき、適切な支援となるよう医療機関や関係機関との連携を図り学校を支援します。	教育委員会 学校教育部
5(4)	● 地域保健関係職員研修	職員の資質の向上および人材の育成を図ることを目的として、毎年研修会を実施します。	保健福祉局 保健所
5(5)	● 薬物乱用防止対策推進事業	北海道等が主催する「6.26ヤング街頭キャンペーン」や北海道薬剤師会が主催する「薬物乱用防止キャンペーンin北海道」等の啓発事業へ参加し、覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や薬の正しい知識と使い方等に関する普及啓発を行います。	保健福祉局 保健所

施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要があります。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

取組の方向性

1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等のわかりやすい発信

- (1) 自殺対策関連の相談窓口等を掲載したパンフレット等を、啓発の対象となる人たちのニーズに配慮して作成し、配布します。また、市民にとって相談しやすい窓口となるよう体制の整備を促進します。
- (2) 悩みを抱える人が相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして設定されている全国共通ダイヤル(こころの健康相談統一ダイヤル)について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めます。また、24時間365日の電話相談として、自殺予防にとって大きな役割を果たしている「いのちの電話」の周知も併せて進めます。
- (3) 必要な支援情報が簡単に得られるなどの長所を有するインターネットやSNSを活用し、社会とのつながりが希薄で所属を持たない若者等を適切な支援につなげるための情報発信を行います。
- (4) 弁護士会や司法書士会等と連携して、法的問題や多重債務の問題、悩みごとに関する相談窓口を設置し、相談に応じます。

2 失業者等に対する相談窓口の充実

- (1) 失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施します。また、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、他施策との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進します。

3 経営者に対する相談事業の実施

- (1) 経営課題の解決が困難な中小企業に対し、中小企業支援センター等の関係機関と連携して、経営課題の解決や必要な支援を推進します。

4 危険な場所等における対策

- (1) 自殺・事故が起こる可能性のある場所における安全確保のため、高層の市営住宅等の公的施設において転落防止柵等の整備・保全を進めます。

5 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- (1) インターネット上の自殺関連情報について、国が行うサイト管理者等への削除依頼に関する活動に協力します。
- (2) 第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進します。
- (3) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行います。

6 ひきこもりに対する支援の充実

- (1) ひきこもり地域支援センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談支援等を行うとともに、市民に対して必要な情報提供を行うなど、ひきこもり対策を推進します。
- (2) ひきこもり地域支援センターのほか、本人や家族に対して、精神保健福祉センターや区役所、児童相談所等においても相談支援を行います。

7 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実

- (1) 児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の強化を図るため、児童相談所や各区保健センターの相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図ります。
- (2) 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時など、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施します。
- (3) 保護者のない又は保護者に監護させることが適当でない児童が施設等で育った場合、当該施設等から退所すると同時に、精神的にも経済的にも多くの場面で自立した生活が強いられるため、生活状況等に応じたきめ細やかな支援を図ります。
- (4) 性暴力被害者支援センター北海道SACRACH(さくらこ)等における相談及び早期かつ適切な支援により、性犯罪・性暴力被害者の精神的な負担の軽減を図ります。

8 生活困窮者に対する支援の充実

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行います。

9 高齢者や認知症者に対する支援の充実

- (1) 高齢者に対する各種健診や訪問事業、かかりつけの医師等によって、認知症やうつ病等の早期発見に努めます。
- (2) 介護専門職に対して、うつ等のスクリーニングやうつ等の懸念がある人に対する相談支援に関する研修を行います。

10 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

- (1) 子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、ひとり親家庭支援センターを中心として、子育て・生活や就業などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、包括的な支援を推進します。

11 妊産婦に対する支援の充実

- (1) メンタルヘルスの問題等を抱えている妊婦や周囲からのサポートを受けられない妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげます。
- (2) 産後うつ等のメンタルヘルスに起因する児童虐待を予防するため、リスクを有する産婦を早期に把握し適切な支援につなげます。
- (3) 出産後に、心身の不調又は育児不安がある産婦に対し、心身の安定を図るケアを提供することで、安心して育児を継続できるように支援します。
- (4) うつ病等、支援が必要な妊産婦等を早期に把握し支援につなげるため、医療機関とのネットワークにより情報共有を行い、医療と保健が切れ目のない支援を行います。
- (5) 不安や悩みが多い妊産婦に対し、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談対応を行い、不安の軽減を図ります。

12 がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実

- (1) がん患者や慢性疾患患者、難病患者等の自殺を防ぐため、医療関係者による心理的ケアにつなげる体制整備を推進します。

13 性的マイノリティ(LGBT)に対する支援の充実

- (1) 性的マイノリティ(LGBT)に対する無理解や偏見等を解消するためには、幼少期からの教育が必要であることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、電話相談事業「LGBTほっとライン」を実施するなど、多様な性の在り方への市民の理解促進や当事者が抱える生きづらさの軽減を図ります。

14 報道機関に対する世界保健機関(WHO)の手引き等の周知

- (1) 報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関(WHO)の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかけます。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1)	● 女性のための総合相談	家庭や人間関係等、女性が抱える悩みに関する相談を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
1(1)	●【再掲】保健福祉の総合相談	保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かなアフターフォローを行います。	保健福祉局 総務部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1)	●【再掲】障がい者相談支援事業	市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 1(2) 1(3) 5(1)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 1(2)	●トイレステッカーによる相談窓口の周知	公共施設や市内の企業等のトイレの個室に、北海道いのちの電話や札幌こころのセンター(心の健康づくり電話相談)を紹介するステッカーを貼り、悩みを抱える人が相談できるよう、相談機関の周知を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 1(2)	●【再掲】啓発物品等の貸出による普及啓発	心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 1(2) 1(3)	●【再掲】若年層向け自殺対策普及啓発事業	若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(4)	●市政外特別相談	法律相談、家庭生活相談など、専門の相談員による8種類の市政外相談窓口を開設します。	総務局 広報部
1(4)	●消費生活相談	消費者センターの消費生活相談窓口において消費生活相談を受け付け、助言やあっせんを行います。	市民文化局 市民生活部
1(4)	●女性のための法律相談	離婚、相続等、女性が抱える悩み相談を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
1(4)	●【再掲】暮らしとこころの総合相談会	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1) 8(1)	●札幌市生活就労支援センター「ステップ」	様々な理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方のための相談窓口として、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	保健福祉局 総務部

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
2(1)	● 職業相談窓口の充実	求職者にとって身近な区役所等にあいワークを設置し、職業相談・紹介を実施するほか、就労に関する様々な相談対応も行います。	経済観光局 雇用推進部
3(1)	● 中小企業支援センターの運営	経営や創業、融資などに関する相談や経営診断などを行います。	経済観光局 産業振興部
4(1)	● 高層市営住宅転落対策事業	10階建て以上の市営住宅最上階共用廊下窓に面格子を設置し、転落を防止します。	都市局 市街地整備部
5(2) 5(3)	● 学校非公式サイト対策事業	人命にかかわるような、危険度が高い投稿が発見された場合は、専門業者から教育委員会と警察等の関係機関に緊急連絡を行います。	教育委員会 学校教育部
5(3)	● 携帯電話販売等事業者に対する立入調査	携帯電話販売等事業者に対して、契約の相手方又は端末の利用者が青少年である場合に、フィルタリングサービスの説明と書面の交付状況等について調査を行います(北海道知事から、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行う者として本市職員が指名され実施しています)。	子ども未来局 子ども育成部
6(1)	● ひきこもり地域支援センターの設置・運営	ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。	子ども未来局 子ども育成部
6(2)	● 【再掲】こころの健康に関する相談	心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
6(2) 7(1)	● 児童相談所における相談事業	18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、各区保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。	子ども未来局 児童相談所
7(1)	● 家庭児童相談室による相談事業	子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。	子ども未来局 児童相談所 各区保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
7(1)	● 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営	子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を行うほか、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。	子ども未来局 子どもの権利救済事務局
7(2)	● 児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジリボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。	子ども未来局 児童相談所
7(3)	● 社会的養護自立支援事業	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適切な場合、原則、22歳に達する年度末日まで、居住支援及び生活費の支給を実施します。	子ども未来局 児童相談所
7(4)	● 女性のための性暴力被害相談	女性を対象に、性暴力被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
7(4)	● 配偶者暴力相談	配偶者暴力相談センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
7(4)	● 婦人相談	各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。	子ども未来局 子育て支援部 各区保健福祉部
8(1)	● 生活保護相談	生活保護等に関する相談を実施します。	保健福祉局 総務部 各区保健福祉部
8(1)	● 札幌市ホームレス相談支援センター「JOIN」	住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な宿泊場所の供与や食事等の提供と併せて、事業の利用期間において、自立に向けた生活基盤の確保等の支援を行います。	保健福祉局 総務部
9(1)	● 【再掲】かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	地域医療に携わるかかりつけ医や産業医を対象に、うつ病に関する知識や技術、精神科医との連携方法等を習得できるよう、北海道や北海道医師会と共同で研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
9(1)	● 【再掲】専門職による訪問指導の実施	疾患や障がい等のため療養している40歳以上の方を対象に、保健師等の専門職が家庭を訪問し、生活習慣病予防・介護予防、メンタルヘルス等に関する保健指導や様々な相談を実施します。	保健福祉局 保健所

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
9(1)	● 民生委員・児童委員による巡回相談	一人暮らしの高齢者を中心に家庭訪問し、日ごろの悩み等について相談を実施します。	保健福祉局 高齢保健福祉部
9(1)	●【再掲】地域包括支援センターにおける相談	地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるように、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。	保健福祉局 高齢保健福祉部
9(1)	●【再掲】介護予防センターにおける相談	高齢者の身近な相談窓口となるほか、閉じこもりや介護予防に必要な知識の普及を図ります。	保健福祉局 高齢保健福祉部
9(1)	● かかりつけ医認知症対応力向上研修	地域のかかりつけ医が認知症を早期に発見し、専門医を紹介したり、認知症の方やその家族の相談に対応できるよう、診断技術や相談支援に関する研修を実施します。	保健福祉局 高齢保健福祉部
9(2)	●【再掲】ゲートキーパー養成研修【レベルアップ】	市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
9(2)	●【再掲】自殺予防等研修講師派遣	関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
10(1)	● ひとり親家庭からの相談対応	ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。	子ども未来局 子育て支援部 各区保健福祉部
11(1)	● 妊婦支援相談事業	母子健康手帳交付時に保健師が妊婦と面談し、児童虐待につながるリスクが高い妊婦を早期に把握し、家庭訪問等による継続的な支援を行います。	保健福祉局 保健所
11(2)	● 産後のメンタルヘルス対策	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問を行い、EPDSを含む3種の質問票を活用して産後うつ等のメンタルヘルスの問題を早期に発見します。また、ミニカンファレンスにより支援計画の検討や継続した支援を行います。	保健福祉局 保健所
11(3)	● 産後ケア事業	市内の助産所を活用し、助産師が宿泊又は日帰りにより母体の体力の回復及び母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を行います。	保健福祉局 保健所
11(4)	● 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	医療機関において支援が必要な母子を把握した場合「育児支援連絡票」等を活用して各区保健センターに情報提供し、各区保健センターが適切な支援を行います。	保健福祉局 保健所

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
11(5)	● 初妊婦訪問事業	妊娠5か月以降、保健師・助産師が初妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導を行います。	保健福祉局 保健所
11(5)	● 地域子育て支援事業	子育てに関する相談や子どもへの関わり方、具体的な遊び方などの情報提供を行うほか、地域の仲間づくりなどを支援します。	子ども未来局 子育て支援部
12(1)	● ピア・サポーターの養成	がん患者やその家族等の不安や悩みを軽減するため、がん経験者ががん患者に対する相談支援を行う「ピア・サポート」を含めた支援体制の整備が必要とされていることから、ピア・サポーターの養成を支援します。	保健福祉局 保健所
12(1)	● (仮称)がん患者向けガイドブックの作成事業	がん患者に関連する支援窓口等の案内をまとめたガイドブックを作成し、がん相談支援センターを含めた様々な支援体制があることについて、より多くのがん患者が知ることができるよう普及啓発します。	保健福祉局 保健所
12(1)	● 難病患者等地域支援対策推進事業	面接相談事業、訪問相談事業、在宅療養支援計画策定・評価事業、医療相談事業を通して、難病患者等及びその家族が在宅療養生活を行なえるよう、相談・助言等の支援やサービスに関する情報提供、関係機関との調整、地域における支援ネットワークの構築等を行います。	保健福祉局 保健所
12(1)	● 難病患者等地域啓発事業	呼吸リハビリ教室や難病ガイドブックの作成・配布、市民・保健医療福祉関係職員に対する普及啓発を通して、難病患者等の療養生活を支援する環境づくりを推進します。	保健福祉局 保健所
13(1)	● 電話相談「LGBTほっとライン」	性別違和や同性愛などの悩みを受け付ける電話相談を通して、性的マイノリティに関する正しい知識等の普及・啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
13(1)	● 【再掲】教育センター研修事業	教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
14(1)	● 世界保健機関の「マスメディアのための手引き」の周知	世界保健機関の「自殺予防の手引き」の「マスメディアのための手引き」の内容について、ホームページ等で周知します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

基本方針IIにおける成果指標

指 標	現 在 値	目 標 値	指標設定の考え方
●「依存症は病気であり、本人の性格や意思の問題ではない」と認識する市民の割合 (市民意識調査)	33.1% (2018年度)	50% (2023年度)	依存症に関する正しい知識の普及を示す指標
● 依存症支援者研修受講者数	—	200名 (2023年度までの累計)	依存症患者やその家族等に対する支援体制の充実を示す指標
● 育児支援ネットワーク事業を活用した医療機関の数	63機関 (2017年度)	86機関 (2022年度)	産後うつ等のハイリスク産婦に対する支援体制の充実を示す指標 《出典》札幌市健康づくり基本計画
●「性的マイノリティ」の言葉の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査)	56.6% (2016年度)	65% (2021年度)	LGBTに対する理解促進を示す指標 《出典》第4次男女共同参画さっぽろプラン

基本方針Ⅲ 若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 【重点】

札幌市の自殺者数及び自殺死亡率は、近年、全国の傾向とほぼ同様に減少傾向にあるものの、20代や30代は比較的減少率が低く、若年層(39歳以下)の死因に占める自殺の割合は各年代で高くなっています。このように、若年層の自殺対策が課題となっていることに加え、2016年(平成28年)4月、基本法の一部改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策を推進します。

なかでも「学生・生徒等」の自殺者のうち、大学生が2分の1を占めていることから、学生のメンタルヘルスの窓口である大学保健管理センターと連携し、学生に対する支援の充実を図ります。また、教育ステージや社会とのつながりの有無など、若者が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、支援を必要とする全ての若者の置かれている状況に沿った施策を推進します。

取組の方向性

1 子どもに対する支援の充実

- (1) 貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を図ります。
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。また、その他の任意事業について、法改正など、社会経済動静を踏まえながら、実施を検討します。
- (3) 親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進します。
- (4) 児童虐待の予防及び虐待を受けた子どもへの支援
 〈基本方針Ⅱ - 施策6 - 取組の方向性7〉【再掲】

2 SOSの出し方に関する教育の推進

- (1) 〈基本方針Ⅰ - 施策1 - 取組の方向性2〉【再掲】

3 いじめ等を苦にした子どもの自殺の予防

- (1) いじめ防止対策推進法や国が策定した「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、いじめが「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることの周知を行います。また、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。
- (2) 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)等のいじめや不登校等の問題に関する電話相談窓口について周知を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制整備を進めます。また、子どもに対するSNSを活用した相談体制について検討します。

- (3) いじめ等の子どもの権利侵害の問題に対する活動として、人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」やその他子どもの権利を守る様々な取組を推進します。
- (4) いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、学校において、子どもや教育関係者が当事者等の話を聴く機会を設けるよう努めます。
- (5) 家庭や学校でのいじめや暴力等に対応するため、学校、児童相談所、警察等の連携強化を図ります。

4 学生・生徒等に対する支援の充実

- (1) 18歳以下の自殺は、全国的に長期休業明けに急増する傾向があると言われているため、小学校や中学校、高等学校等において、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒の様子の変化への早期の気づきや見守り等の取組を推進します。
- (2) 学校における心の健康づくり推進体制
〈基本方針Ⅰ - 施策3 - 取組の方向性3〉【再掲】
- (3) 不登校の子どもへの支援について、早期支援へつなげる効果的な取組を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。
- (4) 高校中途退学者及び進路未決定卒業生について、中途退学や卒業後の状況等に関する実態把握・共有に努め、ハローワークや地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行います。
- (5) 大学と教育委員会の共同研究により、自殺予防カリキュラムの策定を進めます。
- (6) 学校において、保護者等が子どものメンタルヘルス問題について直接相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- (7) 学生のメンタルヘルス向上を図るため、市内の大学保健管理センター等で構成されるネットワークづくりを支援します。また、ネットワークを活用して、学生の経済的困窮や就職問題、ブラックバイト等のメンタルヘルスに関連する問題への取組が推進されるよう働きかけます。
- (8) 大学において、教職員が学生のメンタルヘルス支援の担い手であることを踏まえ、教職員に対して研修の機会や教材等の提供を行います。
- (9) いのちの電話フリーダイヤルカード等、相談窓口や支援機関の周知カードを市内の学校等において配布し、それらの利用を勧奨します。

5 若者に対する支援の充実

- (1) 若者支援総合センターにおいて、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。
- (2) ひきこもりへの支援
〈基本方針Ⅱ - 施策6 - 取組の方向性6〉【再掲】
- (3) 性犯罪・性暴力被害者への支援
〈基本方針Ⅱ - 施策6 - 取組の方向性7〉【再掲】

6 若者の特性に応じた支援の充実

- (1) 若者は、自発的には相談することをためらい、支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われているため、関連機関と連携してICT(情報通信技術)を活用した若者へのアウトリーチ策を検討します。
- (2) 支援を必要としている若者がインターネット上で簡単に適切な支援情報にアクセスできるよう、札幌市のホームページや若年層向け自殺対策に係る普及啓発ウェブサイト「札幌こころのナビ」等を活用して、国が提供する支援情報「いのち支える相談窓口一覧」や「支援情報検索サイト」等の周知を図ります。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1)	●子どものくらし支援コーディネート事業	経済的な問題だけではなく、家庭環境等に様々な困難を抱えている子どもやその家庭を早期に発見し、必要な支援につなげる「子どもコーディネーター」を配置し、子どものくらしを支える相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図ります。	子ども未来局 子ども育成部
1(1) 1(4) 3(5)	●【再掲】子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の運営	子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を行うほか、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。	子ども未来局 子どもの権利救済事務局
1(2)	●札幌まなびのサポート事業	生活保護受給世帯と就学援助利用世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保健福祉局 総務部
1(3)	●ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもが学習習慣を身に付け、基礎的な学力の向上を図るとともに、将来を見据えて進路を考えるきっかけとすることを目的に、大学生等による学習支援を行います。また、ひとり親家庭の不安感を解消するため、進学や進路等の相談にも応じます。	子ども未来局 子育て支援部
1(4) 3(5) 5(2)	●【再掲】児童相談所における相談事業	18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、各区保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。	子ども未来局 児童相談所

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(4) 3(5)	●【再掲】家庭児童相談室による相談事業	子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。	子ども未来局 児童相談所 各区保健福祉部
1(4)	●【再掲】児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジリボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。	子ども未来局 児童相談所
1(4)	●【再掲】社会的養護自立支援事業	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則、22歳に達する年度末日まで、居住支援及び生活費の支給を実施します。	子ども未来局 児童相談所
2(1) 4(2) 4(7) 4(8)	●【再掲】「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」との連携【新規】	市内の大学保健管理センターで構成される「(仮称)さっぽろ学生メンタルヘルス支援ネットワーク」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげる取組を推進します。また、大学や専門学校等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	●【再掲】命を大切に する指導の充実	道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切に する指導」を位置づけ、計画的に実施します。	教育委員会 学校教育部
2(1) 3(1)	●【再掲】指導資料「いじめ 問題への対応」の活用	教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。	教育委員会 学校教育部
2(1) 4(2)	●【再掲】教職員等への研修	教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。	教育委員会 学校教育部
2(1) 4(2)	●【再掲】教育センター 研修事業	教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。	教育委員会 学校教育部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
3(1)	● 悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	市立学校的全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、子ども一人ひとりの立場に立ち、いじめの兆候を把握したものについては迅速な対応を図ります。	教育委員会 学校教育部
3(2) 4(9)	● 相談窓口周知カードの作成・配布	いじめや自殺予防を目的として、子どもの権利の理念を掲載した相談窓口周知カードを作成し、児童生徒に配布します。	教育委員会 学校教育部
3(2)	● いじめ24時間電話相談	児童生徒や保護者からのいじめに関する相談に24時間体制で対応できる電話窓口を開設します。	教育委員会 学校教育部
3(2)	● 体罰電話相談窓口	体罰の根絶に向け、児童生徒及びその保護者からの体罰に関する相談に応じ、体罰の実態把握や早期に適切な対応を行うことを目的とする電話相談窓口を開設します。	教育委員会 学校教育部
3(3)	● 子どもの権利推進事業	子どもの権利に関するパンフレット等の作成や「子どもの権利の日」事業実施等の普及啓発活動をはじめ、市政や地域における子どもの参加を促す取組、子どもの権利委員会の開催及び推進計画の進行管理等を通して権利の保障を進めます。	子ども未来局 子ども育成部
3(4)	● 生徒指導研究協議会	生徒指導上の諸問題について、学識経験者や児童相談所職員等を講師とした演習・講義、参加者相互の協議を行い、各学校における生徒指導の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図います。	教育委員会 学校教育部
3(5)	● いじめ対策連絡協議会	札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行うことで、いじめの未然防止や対応の改善を図ります。	教育委員会 学校教育部
4(1)	● 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の実施	幼稚園や学校に対して、8月末から9月末を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」として周知するとともに、啓発資料を配付し、教育活動全体を通じて生命尊重などをテーマとした道徳教育を推進するほか、教育相談体制の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部
4(2)	● 【再掲】学校における教育相談	各学校において、日常的に教職員が児童生徒からの相談に対応するとともに、アンケートなどを基にした面談を行います。	教育委員会 学校教育部
4(2) 4(6)	● 【再掲】スクールカウンセラー活用事業	全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、5名のスーパーバイザーを任用して、スクールカウンセラーの資質向上のためのスーパーバイズや重大事故・事件における緊急時の学校支援を行います。	教育委員会 学校教育部

第5章 施策の展開

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
4(2)	●【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者等をスクールソーシャルワーカー(SSW)として任用し、学校長から派遣依頼があった場合に、学校に派遣します。	教育委員会 学校教育部
4(2)	●【再掲】学校支援相談事業	学校相談支援担当指導主事が、セラピストやスクールソーシャルワーカーとともに学校の支援を行います。	教育委員会 学校教育部
4(3)	●不登校対策	不登校児童生徒に対して、合わせて6か所の教育支援センターと相談指導教室において、仲間と共に関わる活動等を通して、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	教育委員会 学校教育部
4(4) 5(1)	●若者支援施設における自立支援事業	ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対する総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が相談・カウンセリングに応じます。また、支援プログラム等相談者一人ひとりの能力や目標に応じたサポートを行い、自立に向けた支援を行います。	子ども未来局 子ども育成部
4(4)	●フレッシュスタート塾事業	卒業後1年目から3年目までの新卒未就職者等(正社員経験が1年未満の方)を対象に、1か月間の座学研修及び3か月間の職場実習を通じて、市内企業への早期の正社員就職を支援します。なお、研修生募集にあたっては、各ハローワークや地域若者サポートステーション、学校等の関係機関へ周知を行い、対象者の紹介を受けています。	経済観光局 雇用推進部
4(5)	●自殺予防等に係る実践研究	自殺予防対策共同研究(2017年(平成29年)終了)の成果を踏まえ、教材開発及び指導方法の工夫等についての実践研究を行います。	教育委員会 学校教育部
5(2)	●【再掲】ひきこもり地域支援センターの設置・運営	ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。	子ども未来局 子ども育成部
5(2)	●【再掲】こころの健康に関する相談	心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
5(3)	●【再掲】女性のための性暴力被害相談	女性を対象に、性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。	市民文化局 男女共同参画室

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
5(3)	●【再掲】配偶者暴力相談	配偶者暴力相談センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
5(3)	●【再掲】婦人相談	各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。	子ども未来局 子育て支援部 各区保健福祉部
6(1) 6(2)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
6(1)	●【再掲】(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
6(2)	●【再掲】若年層向け自殺対策普及啓発事業	若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割(きづく、きく、つなぐ、みまもる)、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部

基本方針Ⅲ における成果指標

指 標	現 在 値	目 標 値	指標設定の考え方
● いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 (悩みやいじめに関するアンケート調査)	小学校 93.9% 中学校 86.5% 高 校 88.8% (2018年度)	小学校 96.0% 中学校 90.0% 高 校 90.0% (2023年度)	子どもが悩みを相談できる相手の有無を示す指標 《出典》札幌市教育振興基本計画
● 「札幌こころのナビ」の閲覧数	11,278件 (2017年度)	18,000件 (2023年度)	若者がインターネットで助けを求める方法等の情報を得る機会の提供に関する指標

基本方針Ⅳ 自殺未遂者支援の充実

施策8 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、札幌市の自殺対策の実践に活用します。

取組の方向性

1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

- (1) 社会的要因を含む自殺の原因・背景や自殺に至る経過を多角的に把握し、保健・医療・福祉・教育・労働等の領域における個別的対応の充実や制度的改善を図るための調査、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施します。
- (2) 関係機関と連携し、自殺未遂者等の医療機関への救急搬送実態を調査します。
- (3) 精神科リエゾンチームを有する救急医療機関やその他医療機関、関係機関等と連携し、自殺未遂者支援の実態調査を行います。
- (4) 精神科医療機関を受診する患者の自殺関連行動について実態調査を行います。
- (5) 保護者のメンタルヘルスに着目した相談支援を通して、子どもの虐待等の現状把握に努めます。

2 調査研究及び検証による成果の活用

- (1) 札幌市における自殺対策を推進するため、精神保健福祉センターが中心となって、国から提供される地域自殺実態プロファイル等、自殺対策に関する情報の収集・整理・分析・活用を行います。
- (2) うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるよう、最新の研究成果について普及を図ります。

3 先進的な取組に関する情報の収集及び整理

- (1) 国から提供される地域別自殺対策の政策パッケージに示された取組等を参考に、必要な情報の収集・整理を行い、自殺の実態や地域の実情に応じた対策を実施します。

4 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用

- (1) 大学保健管理センターと連携し、学生の自傷行為など自殺関連行動の実態を調査・分析します。また、教育委員会が実施した自殺予防対策共同研究事業の成果の普及啓発を図ります。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 2(1) 3(1)	●札幌市における自殺の実態調査・分析等	自殺の実態に関する調査研究や国から提供される自殺実態プロファイル、様々な分野における既存資料等、自殺対策に関する情報の収集・調査・整理・分析を行い、各種対策に活用します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(2) 1(3) 1(4)	● 自殺未遂者等実態調査事業【レベルアップ】	精神科医療機関や救急医療機関、その他関係機関等と連携し、自殺未遂者等に関する実態調査を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(5)	●【再掲】児童相談所における相談事業	18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、各区保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。	子ども未来局 児童相談所
2(2)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	● 学生・生徒等の自殺関連行動実態調査【新規】	大学保健管理センターや教育委員会と連携し、学生・生徒の自傷行為など自殺関連行動に関する調査・分析を行い、各種対策に活用します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	●【再掲】自殺予防等に係る実践研究	自殺予防対策共同研究(2017年(平成29年)終了)の成果を踏まえ、教材開発及び指導方法の工夫等についての実践研究を行います。	教育委員会 学校教育部

施策9 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ【重点】

自殺未遂者が再度の自殺を企図するリスクは非常に高く、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は2割以上を占めており、特に女性は約4割に自殺未遂歴がありました。また、自殺未遂者は、自殺者の20倍近くいるという研究報告もあります。そのため、救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケース・マネージメントの成果等を参考に、先進的な取組を進めている医療機関等を中心とした関係機関による連携を強化するとともに、専門職の対応技術の向上を図ることにより、再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。さらに、家族等の身近な支援者への支援の充実を図ります。

取組の方向性

1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

- (1) 救急施設に搬送された自殺未遂者に対する救急患者精神科継続支援料算定施設を中心に、自殺未遂者への適切な医療の推進を図ります。

2 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実

- (1) 既存の自殺未遂者に関する実態調査結果を基に、精神科救急医療における自殺未遂者支援の充実に向けた支援を行います。
- (2) 精神科救急医療や一般救急医療に従事するスタッフに対して、自殺未遂者への適切な対応とコミュニケーション法を学ぶ機会の提供、自殺未遂者支援の内容や窓口情報等に関するリーフレットの配布等を行い、医療現場における自殺未遂者支援を推進します。

3 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化

- (1) 保健・医療・福祉等の各機関が連携して、自殺未遂者に対して包括的な支援を推進します。
- (2) 自殺未遂者支援に関して、消防・警察・医療等の多職種による研修を開催するなどし、関係機関の連携と支援体制の強化を図ります。
- (3) こころの健康に関する相談等を通じて、精神科医療が必要と思われるにも関わらず受診に至っていない自殺未遂者を把握し、必要に応じて医療機関を紹介するなど、精神科医療へつなげる取組を推進します。
- (4) 関係機関と連携し、自殺未遂者が抱える法的問題を解決するため、法律専門家による入院先での相談等を推進します。
- (5) 自殺未遂者支援に関わる専門職に対して、当事者やその家族の声を取り入れた研修を開催します。

4 家族等の身近な支援者に対する支援

- (1) 自殺のハイリスク者である自殺未遂者を支える家族等に対して、包括的な支援を行います。
- (2) 自殺未遂者を支える家族等に対する有効なケアの在り方について検討します。

5 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) 学校、職場で自殺や自殺未遂があった場合に、周りの人々に対する心理的ケアが迅速かつ確に行われるよう、自殺未遂後の学校や職場における対応マニュアルの普及を図ります。また、カウンセリング等の研修を通じて適切な支援モデルを提示し、的確な対応につなげます。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 2(1) 2(2)	●自殺未遂者医療の推進【新規】	救急施設に搬送された自殺未遂者に対する救急患者精神科継続支援料算定施設を中心に、関係機関とネットワークを構築し、自殺未遂者に関する知識や技術等を研修等により情報発信します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 2(1)	●精神科救急情報センターの運営	平日の夜間及び休日に、地域で生活する精神障がい者の緊急の精神科医療に対応するため、電話相談や当番病院・関係機関との調整を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1) 2(1) 3(1) 4(1)	●救命救急センター搬入自殺企図患者への精神科医評価・介入連携事業	市立札幌病院において、自殺企図により救命救急センターに搬入された全患者(搬入時死亡例を含む)の家族から聴き取りを実施し情報を集積し、継続的な精神科治療(入・通院)と家族関係者へのフォローや遺族自身のセルフケアに関する助言を実施します。	病院局 経営管理部
2(2) 3(2) 3(5)	●専門職向け自殺未遂者支援研修会【新規】	自殺未遂者支援に関わる専門職向けに、当事者やその家族の心情に配慮した研修会等を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
2(2) 3(3)	● 自殺未遂者に関する普及啓発	自殺未遂の背景や対応、医療機関や相談窓口等の情報を掲載したリーフレット等を作成・配布します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(1) 3(2) 3(4) 4(2)	●【再掲】(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(3) 4(1)	●【再掲】こころの健康に関する相談	心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
3(3)	●【再掲】心の健康相談事業	各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
5(1)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
5(1)	● 生徒指導に関する学校への情報提供	長期休業前に、児童生徒の命を守るための指導のポイントを示した資料を作成し、市立全学校等に配布します。また、自殺予防対策共同研究事業において作成した自殺予防に係る資料の啓発を行います。	教育委員会 学校教育部

基本方針Ⅳにおける成果指標

指 標	現在値	目標値	指標設定の考え方
● 救急患者精神科継続支援算定機関数	3機関 (2018年度)	5機関 (2023年度)	自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標
● 専門職向け自殺未遂者支援研修会の受講者数	—	100名 (2023年度までの累計)	自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標

基本方針 V 自死遺族等に対する支援の充実

施策10 遺された人へ支援を充実する

自殺により遺された人は、深い悲観に加え、社会からの偏見や経済面、生活面等の多くの困難や悩みを抱えることが多いため、遺族に対する迅速なケアを行うとともに、遺族が関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、支援の充実を図ります。また、遺族の自助グループ等の活動を支援します。

取組の方向性

1 遺族等への支援

- (1) 自死遺族の自助グループ等の運営支援や遺族等に対する相談機関の周知等を行い、精神保健福祉センターにおける遺族等に対する相談体制を充実します。
- (2) 自死遺族に限定せず、大切な人を失った遺族が相互に交流できる場を提供し支援します。
- (3) 保健・医療・福祉の専門職が、自死遺族の置かれている状況について学ぶ研修会を実施します。また、その支援に参加する機会を提供します。

2 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) 〈基本方針IV - 施策9 - 取組の方向性5〉【再掲】

3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

- (1) 遺族等が総合的な支援を必要としている可能性があることを踏まえ、必要な情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、各種相談窓口等の情報を掲載したパンフレットを作成します。また、遺族等と接する機会の多い関係機関等において、自殺者や遺族のプライバシー、心情に配慮しながら配布を行います。
- (2) 救急医療機関に従事する医療関係者に対して、自死遺族心理に関する研修会を実施し、救急医療現場における自死遺族支援を推進します。
- (3) 生活・経済支援や法的な側面への対応も含めた自死遺族相談(個別相談)を実施します。
- (4) 自死遺族支援に関わる専門職等が自死遺族に特有の心情等を理解し、適切な支援に活かすことができるよう、遺族や支援者による講演会等を開催して情報発信を行うとともに、遺族との交流や要望等を聞く機会を設けます。

4 遺児等への支援

- (1) 学校や児童相談所等の関係機関と児童精神医療や自殺対策の専門家が連携して、遺児等の家庭の状況に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 遺児等に対するケアも含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施します。

5 遺された関係者への支援

- (1) 自死遺族のみならず、関わりのあった周囲の方々や医療・福祉等の関係職員に対して、それぞれの置かれている状況に配慮しながら支援を行います。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 3(1) 5(1)	● 自死遺族サポート事業	リーフレットやホームページ等を活用し、自死遺族向けの相談機関や自助グループ等に関する情報発信を行うとともに、自死遺族に対する理解や適切な対応等についての普及啓発を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(1)	●【再掲】こころの健康に関する相談	心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。	保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部
1(2)	● 遺族交流の場の提供	遺族等の自助グループと連携し、大切な人を失った遺族が相互に交流できる場の提供を推進します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(3) 3(2) 3(4) 5(1)	●【再掲】自死遺族支援研修会	自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	●【再掲】ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	●【再掲】生徒指導に関する学校への情報提供	長期休業前に、児童生徒の命を守るための指導のポイントを示した資料を作成し、市立全学校等に配布します。また、自殺予防対策共同研究事業において作成した自殺予防に係る資料の啓発を行います。	教育委員会 学校教育部
3(3) 5(1)	● 自死遺族特定相談事業【レベルアップ】	関係機関と連携し、自死遺族を対象に電話・来所相談を実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
4(1)	●【再掲】札幌市子どもの命を守る連携協力会議	子どもに緊急の対応が必要となったとき、適切な支援となるよう医療機関や関係機関との連携を図り学校を支援します。	教育委員会 学校教育部
4(2)	●【再掲】教職員等への研修	教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。	教育委員会 学校教育部

基本方針Vにおける成果指標

指 標	現 在 値	目 標 値	指標設定の考え方
● 自死遺族支援研修受講者数	609名 (2010～2018年度累計)	850名 (2023年度までの累計)	自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標
● 自死遺族支援グループ開催支援数	10回 (2017～2018年度累計)	40回 (2023年度までの累計)	自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標

基本方針VI 関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

施策11 関係機関等との連携を強化する 【重点】

自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の要因が複雑に関係していることから、自殺を防ぐためには様々な分野の団体や関係者等が連携・協力して、総合的に対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの機関・団体が果たす役割を明確化し、共有するためのネットワークを構築し、実効性のある取組を進めます。

また、自殺対策において、「北海道いのちの電話」等の民間団体は、非常に重要な役割を担っています。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えていることから、これら民間団体の活動を継続的に支援します。

取組の方向性

1 民間団体の人材育成に対する支援

- (1) 民間団体における相談の担い手や他機関との連携を促すコーディネーターの養成を支援します。
- (2) 医療や福祉、労働、経済等の様々な活動分野に応じたゲートキーパー養成研修に関する資料の開発支援や受講支援等を行い、民間団体における人材養成を推進します。

2 地域における連携体制の確立

- (1) 自殺対策に取り組む関係団体がネットワークを構築することにより、各団体が有する好事例等の情報共有と連携の強化を図り、より実践的な取組が可能となるよう支援します。

3 民間団体の相談事業に対する支援

- (1) 自殺予防に大きな役割を果たしている民間団体である「北海道いのちの電話」が行う24時間365日の電話相談事業に対して、引き続き人材養成等の支援を行います。

主な取組内容

【取組の方向性】	【事業・取組名】	【概要】	【担当】
1(1) 1(2)	● 自殺対策に係る民間団体の相談員等に対する研修	自殺対策に係る民間団体の相談員等に対し、資質の向上を図るための研修を支援します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
1(2)	● ゲートキーパー養成プログラムの推進	大学等の研究機関と連携し、活動分野に応じたゲートキーパー養成プログラムの開発を推進します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	● 【再掲】(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】	自殺対策に取り組む関係団体によるネットワークとして「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。	保健福祉局 障がい保健福祉部
2(1)	● 北海道自殺対策連絡会議への参加	「北海道自殺対策連絡会議」の構成機関として、各構成機関との自殺対策に関する取組等の情報交換を通して、地域での連携強化を図ります。	保健福祉局 障がい保健福祉部
3(1)	● 「北海道いのちの電話」への支援	「北海道いのちの電話」が行う研修会や講演会、広報、相談員の資質向上等を支援します。	保健福祉局 障がい保健福祉部

基本方針VI における成果指標

指 標	現 在 値	目 標 値	指標設定の考え方
● (仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議の構成団体数	—	30団体 (2023年度)	自殺対策に取り組む関係機関・団体の多様性を示す指標
● 関係団体等との連携事業数及び参加者数	事業数		関係機関・団体の連携による取組を示す指標
	53事業 (2009～2018年度累計)	90事業 (2023年度までの累計)	
	参加者数		
	4,665名 (2009～2018年度累計)	7,800名 (2023年度までの累計)	

第6章 計画の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、保健・医療・福祉・教育・労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、また、行政機関、関係機関、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進する必要があります。

札幌市では、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を通じて、庁内関係部局の連携を図り、引き続き総合的かつ効果的に対策を推進していきます。また、北海道自殺対策連絡会議やその他関連会議等を通じて、関係機関等との連携を図ります。

さらに、「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、保健・医療・福祉・教育・労働・その他関連機関・団体との連携強化と、各々の果たすべき役割の明確化と共通認識の下、協働による取組と実働の仕組みづくりを進めます。



資料編

1 計画の策定経過

2016年
(平成28年)

- 11月 ● 精神保健福祉審議会に「札幌市における自殺総合対策の在り方」について諮問

2017年
(平成29年)

- 1月 ● 精神保健福祉審議会に「自殺総合対策の在り方検討部会」を設置
- 2月 ● 第1回自殺総合対策の在り方検討部会
- 3月 ● 第2回自殺総合対策の在り方検討部会
- 5月 ● 第3回自殺総合対策の在り方検討部会
- 7月 ● 第4回自殺総合対策の在り方検討部会
- 9月 ● 第5回自殺総合対策の在り方検討部会
- 11月 ● 第6回自殺総合対策の在り方検討部会

2018年
(平成30年)

- 2月 ● 第7回自殺総合対策の在り方検討部会
- 3月 ● 精神保健福祉審議会で答申を決定
- 4月 ● 精神保健福祉審議会会長より市長に答申手交
- 7月 ● 第1回札幌市自殺総合対策推進会議
- 10月 ● 札幌市自殺総合対策推進会議ワーキンググループメール会議
 - 札幌市自殺総合対策推進会議ワーキンググループ
- 11月 ● 第1回札幌市自殺総合対策推進会議幹事会
 - 精神保健福祉審議会へ報告
 - 関係機関・団体との意見交換会
 - 第2回札幌市自殺総合対策推進会議
- 12月 ● 市議会厚生委員会へ報告
 - パブリックコメント実施(～2019年1月)

2019年
(平成31年)

- 3月 ● 精神保健福祉審議会へ報告
 - パブリックコメント実施結果の公表
 - 計画策定及び公表

2 「札幌市における自殺総合対策の在り方」答申

自殺対策の有識者等の知見を活かした計画を策定するため、2016年(平成28年)11月に札幌市の附属機関である精神保健福祉審議会に対して「札幌市における自殺総合対策の在り方」について諮問しました。

精神保健福祉審議会は諮問を受け、日本自殺予防学会副理事長の河西千秋氏(札幌医科大学教授)を部会長とした、保健・医療・福祉・教育等の幅広い関係団体から推薦された委員18名で構成する検討部会を設置し、都合7回の検討を行い、2018年(平成30年)4月に「札幌市における自殺総合対策の在り方」答申を市長に手交しました。

※ 答申は、札幌市のホームページに掲載しています。

URL : <http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/taisaku/tousin.html>

■ 札幌市精神保健福祉審議会「自殺総合対策の在り方検討部会」参加者名簿

専門領域	団体名	職名	氏名	備考
自殺対策に関する専門的学識経験者	北海道公立大学法人札幌医科大学 医学部 神経精神医学講座	教授	河西 千秋	部会長
保健・医療・福祉関係	一般社団法人札幌市医師会	理事	荒木 啓伸	(任期) ~2017.7
		理事	枝村 正人	(任期) 2017.8~
	札幌市精神科医会	顧問	林下 忠行	
	一般財団法人北海道精神神経科診療所協会	会長	川村 邦彦	
	公益社団法人北海道看護協会	一般理事	金山 弘美	
	北海道臨床心理士会	会長	河合 祐子	
	一般社団法人北海道精神保健福祉士協会	副会長	佐藤 志津	
	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	地域福祉部長	馬場 伸哉	
	国立大学法人北海道大学大学院医学研究院 児童思春期精神医学分野	特任教授	齊藤 卓弥	
市立札幌病院精神科	副部長	高田 秀樹		
教育関係	札幌市教育委員会	児童生徒担当部長	和田 悦明	
	公益財団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会	代表世話人	藤井 義博	
警察・消防	北海道警察本部生活安全部 子供・女性安全対策課	課長	井上 修	(任期) ~2017.4
		課長補佐	三橋 裕二	(任期) 2017.5~
	札幌市消防局	救急担当部長	岡本 征仁	
法律関係	札幌弁護士会	弁護士	西 博和	
活動団体	社会福祉法人北海道いのちの電話	理事長	南 槇子	
	自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」	代表	吉野 淳一	
	社会福祉法人青十字サマリヤ会	理事長	富田 政義	

3 計画の検討体制

(1) 札幌市自殺総合対策推進会議

精神保健福祉センターが作成した計画素案を基に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」において、庁内関係部局と審議・調整を重ねました。

(2) 札幌市精神保健福祉審議会

計画素案について、「札幌市精神保健福祉審議会」に報告いたしました。

(3) 関係機関・団体との意見交換会

自殺総合対策の在り方検討部会の構成機関・団体(庁内を除く。)に加え、その他自殺対策に係る関係機関・団体と、計画素案についての意見交換会を開催しました。

■ 意見交換会 参加機関・団体一覧

専門領域	団体名
自殺対策に関する専門的学識経験者	・北海道公立大学法人札幌医科大学医学部
保健・医療・福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人札幌市医師会 ・札幌市精神科医会 ・一般社団法人北海道精神神経科診療所協会 ・公益社団法人北海道看護協会 ・北海道臨床心理士会 ・一般社団法人北海道精神保健福祉士協会 ・社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 ・北海道精神保健推進協会こころのリカバリー総合センター
大学・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人北海道大学大学院医学研究院 ・札幌市立大学看護学部
教育関係	・公益財団法人全国大学保健管理協会北海道地方部会
警察	・北海道警察本部
経営・労働関係	・一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部
法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌弁護士会 ・札幌司法書士会 ・日本司法支援センター札幌地方事務所(法テラス札幌)
活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人北海道いのちの電話 ・公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター ・自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 ・分かちあいの会・ネモフィラ ・社会福祉法人青十字サマリヤ会 ・特定非営利活動法人札幌連合断酒会 ・特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会

4 市民意見の募集（パブリックコメント）

(1) 実施概要

意見募集期間： 2018年(平成30年)12月26日(水)から2019年(平成31年)1月24日(木)まで

意見募集方法： 持参、郵送、FAX、電子メール

資料配布・閲覧場所： ● 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター
● 市政刊行物コーナー(札幌市役所2階)
● 各区役所総務企画課広聴係、保健福祉課
● 各まちづくりセンター
● 札幌市公式ホームページ

(2) 意見の内訳

- 意見提出者数 6人
- 意見件数 12件

※計画案と直接の関係がないご意見
(他事業へのご意見等)については
非公開とし、ご意見に対する本市
の考え方は記載していません。

項 目	意見件数
第1章 計画の策定にあたって	0件
第2章 札幌市における自殺の現状	1件
第3章 第2次計画の振り返りと課題	0件
第4章 計画の基本的な考え方	0件
第5章 施策の展開	8件
第6章 計画の推進体制	1件
資料編	0件
計画案全体を通じた意見	1件
計画案以外の意見	1件
合 計	12件

(3) 意見の概要と札幌市の考え方

第2章 札幌市における自殺の現状

意見の概要	市の考え方
自殺の原因に対する対策が正当か判断するために、自殺の原因・動機について、さらに細かい分類を公開してほしい。	本計画における自殺の原因・動機を示す統計は、「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」を基に作成しております。当資料では、本計画で示すとおり、原因・動機は「家庭問題」「経済・生活問題」等の8つの区分となっており、さらに細かい分類は示されておられません。

第5章 施策の展開

<p>意見の概要</p> <p>どの取組も自殺を意識し始めた人に対する取り組みである。自殺を意識することがない社会づくりについて検討してほしい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、自殺に追い込まれる前の段階における取組は重要であると考えます。そのため、今後も引き続き、メンタルヘルスやうつなどに関する普及啓発や様々な悩みに対応するための各種相談を充実させ、心の健康の維持・向上を推進します。</p> <p>併せて、市民一人ひとりが悩みを抱えた人に対して早期に対応できるような環境づくりのため、ゲートキーパーに関する普及啓発等を引き続き行い、誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。</p>
<p>意見の概要</p> <p>市の自殺対策を広く知ってもらえるよう、マスコミを活用してほしい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、本市では、自殺対策に係る取組について必要に応じて報道機関へ情報提供を行っています。なお、その際は、自死遺族の心情に配慮して情報提供を行っております。今後も引き続き、報道機関へ情報提供を行うとともに、インターネットやSNS等の様々な媒体を利用して周知活動を行っていきます。</p>
<p>意見の概要</p> <p>対策が困難かもしれないが、孤立した人が自殺を意識する前に、周囲の人へ助けを求められることができるような取り組みを行う必要がある。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、行政だけでの取組では困難ですが、孤立している人が周囲に助けを求められることができるような環境づくりは重要であると考えます。</p> <p>そのため、危機遭遇時の対応能力の向上や相談機関の活用方法等に関する普及啓発を実施するとともに、孤立した人と関わる可能性のある、かかりつけ医をはじめとした身近な人が、心の不調に気づき、適切な対応を行えるように、ゲートキーパー等の人材養成を充実します。</p>
<p>意見の概要</p> <p>支援の即効性を高めるため、各種相談を行う行政機関や事業所が、必要に応じて、弁護士や精神科医に相談や訪問同行を依頼できる体制を整備するなど、既存の社会資源と各分野の専門家との連携を推進する必要がある。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、様々な領域の関係機関・団体と連携した取り組みを実施していく中で、相談機関が各種専門家に相談できる体制について、既存事業・取組の活用も含めて検討を行っていきます。</p>
<p>意見の概要</p> <p>市の各種窓口への相談者が社会資源に繋がるまでは、相談を受けた部署が一定期間の支援を行うと思うので、相談窓口を安定化するために担当部署の人員拡充等の対策も不可欠である。</p>	<p>市の考え方</p> <p>限られた人員の中で適材適所の人員配置を行うことで、相談された市民の方が支援に繋がれるよう引き続き努めてまいります。</p>

<p>意見の概要</p> <p>施策11には、ハイリスク層である性的マイノリティ当事者団体が含まれていない。市内で複数の団体が活動しているので、連携体制にもりこんでほしい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>自殺対策に取り組む関係機関・団体の連携体制として「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」の設置を掲げておりますが、構成団体や運営方法等については今後検討を行ってまいりますので、その際の参考とさせていただきます。</p>
---	---

<p>意見の概要</p> <p>性的マイノリティの対応として「札幌市LGBTほっとライン」をあげているが、若年層はSNS相談が主流なので、行政や民間で既に行われているSNS相談について周知してほしい。また、その主催団体を連携体制に加えるべき。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、各所で行われているSNS相談等の情報が、より広く市民に届くような取組が必要です。今後、関係部署や民間団体等と連携し、効果的な周知について検討していきます。</p> <p>また、「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」の構成員や運営方法等については今後検討を行ってまいりますので、その際の参考とさせていただきます。</p>
--	--

<p>意見の概要</p> <p>子どもや若者が人権意識を高め、自分は大切にかけがえのない存在であると思えることで、自殺の要因に抵抗できたり、誰かに相談してみようと思えるのではないかと。そのため、人権に基づいた自殺予防教育を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、子どもや若者が人権意識を高め、自分を大切な存在であると思えることができる取組が重要であると考えます。</p> <p>そのため、今後も引き続き、子どもの権利に関する普及啓発活動や自己肯定感を高める教育の支援などの取組を推進していきます。</p>
--	--

第6章 計画の推進体制

<p>意見の概要</p> <p>PDCAサイクルを行う体制を作るべき。</p>	<p>市の考え方</p> <p>計画の推進体制として、庁内関係部局で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」と、様々な領域の関係機関・団体で構成する「(仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議」を開催し、本市の自殺対策について評価・検証等を行い、より効果的な対策の実施に努めます。</p>
--	--

計画案全体を通じた意見

<p>意見の概要</p> <p>孤立した人や孤独を感じる人、ひきこもりの方などが、誰かとの繋がりを感ずることができるような対策が重要である。</p> <p>そのため、そのような方と接する機会の多い市職員の意識を向上するための研修の実施や、地域や関係機関・団体が連携した取組を実施するなどして、繋がりを実感できない人へアプローチしていくことが必要である。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見のとおり、孤立した人や孤独を感じる人などが、周囲とのつながりを感ずることができる環境づくりは重要であると考えます。</p> <p>そのため、ひきこもり支援センターにおける相談やシニアサロンに対する支援等、孤立防止に寄与する様々な取組を引き続き推進してくとともに、関係機関・団体の連携を強化し、協働による取組を検討していきます。</p>
---	---

5 平成30年度第1回市民意識調査

(1) 調査概要

広報部が実施している「市民意識調査」を活用し、札幌市の自殺対策に関する認知度や市民の悩み・ストレスを感じる問題とその対応方法等を調査しました。

(2) 調査期間

平成30年(2018年)7月20日(金)～8月3日(金)

(3) 調査対象者

札幌市全域の18歳以上の男女5千人

(4) 抽出方法

住民基本台帳から等間隔無作為抽出

(5) 調査方法

調査票を郵送し、同封する返信用封筒で回収する(郵送法)

(6) 回収結果

2,463件 (回収率49.3%)

(7) 調査結果

調査結果は、札幌市のホームページで掲載しています。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/h3001anke.html>

6 自殺対策基本法等

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月改定)
- ・第3期北海道自殺対策行動計画(平成30年3月策定)

※上記は、札幌市のホームページで掲載しています。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/taisaku/index.html>

7

札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱 (平成21年7月10日 市長決裁)

(設置)

第1条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 推進会議に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。
- 4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。
 - 2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成20年8月26日保健福祉局長決裁)は、廃止する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成27年12月7日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成29年7月26日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総務局長 まちづくり政策局長 市民文化局長 高齢福祉担当局長 子ども未来局長 建設局長 交通事業管理者 消防局長 教育長	市長室長 財政局長 保健福祉局長 保健福祉局医務監 経済観光局長 都市局長 病院事業管理者 区長(委員長が指名する者に限る)
----	--	---

別表2 (第5条関係)

幹事	総) 改革推進室長 職員部長 政) 政策企画部長 財) 財政部長 市) 市民自治推進室長 男女共同参画室長 保) 総務部長 高齢保健福祉部長 障がい保健福祉部長 健康企画担当部長 医療政策担当部長 子) 子ども育成部長 児童相談所長 経) 雇用推進部長 建) みどりの管理担当部長 都) 住宅担当部長 交) 高速電車部長 病) 市立札幌病院精神科副部長 市立札幌病院救命救急センター部長 消) 救急担当部長 区市民部長(幹事長が指名する者に限る) 区保健福祉部長(幹事長が指名する者に限る) 教) 学校教育部長 児童生徒担当部長	広報部長 税政部長 市民生活部長 保護自立支援担当部長 地域包括ケア推進担当部長 保険医療部長 母子保健・歯科保健担当部長 子育て支援部長
----	---	--

8 用語解説

あ

ICT

情報通信技術。通信技術を使った情報処理や通信技術の総称で、IT(情報技術)よりもコミュニケーションの重要性を強調した意味をもつ。

アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

あかるい職場応援団

職場のパワーハラスメント(パワハラ)、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のための厚生労働省のウェブサイト。URL: <https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

EPDS

エジンバラ産後うつ病質問票。産後うつ病のリスク度判定に役立つ質問票。10個の質問からなり、調査時1週間の状態を知ることができる。

いじめの防止等に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法に基づき、文部科学省がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定めたもの。

依存症

特定の何かに心を奪われ、やめたくても、やめられない状態になること。

いのちの電話

自殺を考えるほどの深い悩み・苦しみ・辛さを抱え、誰にも相談出来ずに孤独のうちにある人の心の支えとなる事を目的として、24時間365日電話相談等の活動を行う民間団体。相談員はボランティアで、この活動は世界中で行われている。

いのちの電話フリーダイヤルカード

いのちの電話が毎月10日に行っている、フリーダイヤルによる相談を広く周知するために作成されたカード。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。

SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるウェブサービスの総称。情報の発信・共有・拡散などの機能に重きを置いているのが特徴。

SOSの出し方教育

子どもが困難を抱えたとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求める行動を取れるようにする教育。また、友達のそうした感情を受け止めるための教育。

LGBT

「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、性の不一致)の頭文字をとり、性的少数者の一部の人々を指した総称のこと。

援助希求行動

悩みを誰かに話したり、助けを求めたりする行動。

オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマーク。オレンジリボンを広めることで、子ども虐待のない社会を目指す。

か

介護支援専門員(ケアマネージャー)

介護サービスの給付計画(ケアプラン)を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡調整を行う専門員。

介護福祉士

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門員。また、その資格の名称。

介護予防センター

介護予防の拠点として、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行う。また、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、地域包括支援センターの役割を補完する機関。

カウンセリング(カウンセラー)

相談者の抱える問題や悩みなどに対して、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助。また、相談援助にあたる者をカウンセラーといい、各領域において活動している。例)スクールカウンセラー(教育機関)、産業カウンセラー(企業等)

かかりつけ医

自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる医師及び歯科医師。

過重労働解消相談ダイヤル

厚生労働省が行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として都道府県労働局が実施する電話相談。過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け、法令の説明や関係機関の紹介等を行う。

家庭児童相談室

福祉事務所に設けられ、家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じる。

過労死等の防止のための対策に関する大綱

過労死等防止対策推進法に基づき、政府が過労死等の防止のため対策を効果的に推進するため定めたもの。

カンファレンス

会議のこと。特に医療現場では、関係スタッフが、情報共有や共通認識、問題解決を図るために開催される会議を指す。

救急患者精神科継続支援料

自殺企図等により入院した精神疾患を有する患者に対し、精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師等が生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定できる診療報酬のこと。

教育センター

教育に関する調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に生涯学習の場を提供することを目的として設置された機関。

CRAFT

薬物・アルコール依存症のある方の家族や友人に介入技法を習得してもらい、治療を拒否している患者を治療につなげるプログラム。

ケース・マネージメント

保健・医療・福祉等の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケアマネージメント。

ケースワーカー

身体上や精神上などの理由により、日常生活を送ることが困難な人の相談や援助の業務に携わる人。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

健康づくりサポーター

ウォーキング、体操、栄養のことなど健康づくりに関する助言・指導を行うことができる方を「健康づくりサポーター」として札幌市が登録し、派遣している。

コーディネーター

物事や課題の解決が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

こころの安心カード

精神科や心療内科などに通院中の方が、病名や主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカード。札幌市の取組。

こころの健康相談統一ダイヤル

各都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業の全国共通電話番号。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される。TEL:0570-064-556

こころの耳

職場のメンタルヘルス対策(自殺予防対策を含む)及び過重労働対策について、事業者、労働者、家族等への的確な情報提供を行う厚生労働省のウェブサイト。
URL:<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)

友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みや相談を受け、いじめなどの「子どもの権利の侵害」から救済を図る札幌市の機関。

子どもの人権SOSミニレター

法務省人権擁護機関が全国の小中学校の児童向けに配布した便箋兼封筒。切手不要であり、相談したいことを書いてポストに投函すると人権擁護委員や地方法務局に届き、希望する連絡方法(手紙・電話)で返事が得られる。

さ

札幌こころのナビ

若年層の自殺予防やメンタルヘルス向上を目的とし、悩みを抱えた友人等に対する適切な関わり方や相談機関の紹介などを行う、札幌こころのセンターが運営するウェブサイト。
URL:<http://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>

さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

原則、中学生までのこころの悩みを抱える子どもや発達障がい疑われる子どもについて、その状態にあった適切な医療機関等を案内する仕組み。

札幌市精神保健福祉審議会

札幌市の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する課題等について審議を実施する、市の附属機関。

産業医

企業において、従業員が健康かつ快適に働けるよう指導・助言を行う医師。

産業保健センター

従業員50人未満の小規模事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導等のサービスを行う地域の窓口。

事業場

事業が行われている場所。労働基準法では、企業全体ではなく、支社や営業所、店舗、工場のように組織上、一定程度独立して業務が行われている単位としている。

自己肯定感

自己価値に関する感覚であり、自分が自分についてどう考え、どう感じているかによって決まる感覚。

自殺関連事象

自殺につながるようなほのめかしや行動。

自殺総合対策推進センター

改正自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき設立された、国の研究・支援機関。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

自殺予防週間・自殺対策強化月間

広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資することを目的に、自殺対策基本法において定められた期間。自殺予防週間は9月10日から16日、自殺対策強化月間は3月。

自死遺族

自殺により親族を亡くした遺族。

自助グループ

同じ問題や悩みを抱える者が自発的なつながりで結びついた集団。体験を分かち合うことで、互いに援助し、回復を目指す。

児童相談所

都道府県及び政令指定都市に設置が義務付けられている、18歳未満の児童福祉の相談に応じる専門機関。

児童相談所全国共通ダイヤル

最寄りの児童相談所につながる全国共通の短縮ダイヤル。児童の虐待通告や相談などを行うことができる。TEL: 189

児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所した者に対する相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

社会福祉士

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、その相談に応じ助言・指導したり、医師その他の保健医療サービス提供者との連絡・調整に当たる専門員。また、その資格の名称。

主要先進7か国

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7つの先進国。

障害者相談支援事業所

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助等を総合的に行う事業所。

障害福祉サービス居宅介護事業所

障がい者の方が地域で自立した生活を送れるように支援するサービスのうち、身体介助や家事援助等の障がいのある方の自宅で、入浴・排泄・食事等の介護を行う事業所。

商工会

地域内経済振興、社会一般の福祉の増進を目的として活動を行う、特別認可法人。

商工会議所

商工業の改善と発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の公益経済団体。

消費者センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理を行う機関。

人権擁護委員

人権に関する相談や、いじめや差別で人権が侵された場合の調査・救済などの活動にあたる委員。市長が推薦し法務大臣から委嘱される。

スーパーバイザー

指導・監督を行う者。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

スクリーニング

迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことにより、集団の中から特定の病気が疑われる人を選び出すこと。

ストレスチェック制度

働く人たちに対して、心理的な負担の程度を確かめる検査とその結果に応じた面接指導などの対応を行う制度。従業員50人以上の事業場に義務付け。

生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を行う事業。

生活保護

経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度。

精神科リエゾンチーム

一般病棟に入院する患者の精神状態を把握し、精神科専門医療が必要な者を早期発見・早期治療するため、精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等多職種で構成するチームのこと。

性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH

性暴力の被害に遭った女性の支援を行う機関。

政令指定都市

政令で指定する人口50万以上の市。指定された市は、都道府県の権限の多くを委譲される。

世界保健機関(WHO)

国連の中にあり、グローバルな保健問題について、健康に関する研究課題の作成や規範・基準を設定したり、健康志向を監視・評価等を行う機関。

セラピスト

身につけた知識と技術をつかって心身を癒やす、治療技術の専門家のこと。

た

大学保健管理センター

学生や教職員が健康で充実した生活を送れるよう、心身の健康相談、健康診断、保健指導等をはじめとした様々な相談支援を行う、学内の窓口機関。

地域自殺実態プロフィール

自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域の自殺の実態に関する詳細な分析データ。

地域自殺対策政策パッケージ

自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域自殺の実態プロフィールや、具体的な政策例などを示した基本的な政策方針。

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～39歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている機関。就業相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などの支援を行っている。

地区福祉のまち推進センター

市民による自主的な福祉活動を行う組織。概ね連合町内会単位、市内89地区で組織化されている。

中小企業支援センター

財団各部、国、北海道、札幌市、各支援機関と連携を図りながら、札幌市内の経営向上を目指す創業者・中小企業者等を支援する組織。

統合失調症

思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態。

な

24時間子供SOSダイヤル

文部科学省が設置した、子供や保護者等からの相談を24時間、全国どこからでも受け付けている相談ダイヤル。
TEL:0120-0-78310

認知行動療法

認知(ものの受け取り方や考え方)に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)の一種。

認知症

脳の細胞が様々な原因で減少したり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や判断力の障がいなどが起こった状態。

は

パーソナリティ障害

大多数の人とは違う反応や行動をすることで本人が苦しんだり、周りが困っているケースに診断される精神疾患。

配偶者暴力相談センター

配偶者やパートナー、交際相手からの暴力のことを相談できる機関。その他、関係機関への専門の相談員による付き添いや保護施設・保護命令制度の紹介等を行っている。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい、チック障がい、吃音(症)などに分類される生まれつきの特性。

ハラスメント

職務上の地位などの関係の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える等の行為。例えば、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民が安定した雇用の機会を確保することを目的として国が設置する機関。

ひきこもり地域支援センター

市民を対象としたひきこもり専門の相談窓口で、本人やその家族等からの相談に応じ、助言を行い、必要に応じて訪問型の支援にも対応したり、適切な関係機関へつなぐ役割も行う。

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)と寡婦を対象に、生活一般、養育費等にかかる相談、教養講座の開催、交流場所の提供を行っている機関。

フィルタリング

インターネット利用者が意図しないネットの危険にさらされるのを防ぐこと。

ブラックバイト

学生であることを尊重せず無理を強いる、あるいは違法性のあるアルバイトのこと。

ポータルサイト

インターネットを利用する際の入り口となるウェブサイト。

ホットライン

緊急非常用の直通電話。

ま

民生委員・児童委員

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民間の奉仕者。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。

や

養護教諭

在学生の怪我や疾病等に対する応急措置を行ったり、健康診断等を通して在学生の心身の健康をつかさどる学校職員。

ら

ライフステージ

人生の節目ごとに段階分けしたもの。

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、無料又は定額料金で各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの機会を提供する機関。

労働者の心の健康の保持増進のための指針

事業場において事業者が講ずる労働者のメンタルヘルスクアの原則的な実施方法について、国が定めた指針。

労働条件相談ほっとライン

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が法令・裁判例等の説明や各関係機関の紹介等を行う電話相談。 TEL:0120-811-610

わ

若者支援総合センター

ひきこもり等の対人関係や、進路・仕事のことなどに悩みを抱える15～39歳までの若者及び家族の相談・支援を行っている機関。

悩みを抱えて落ち着かないとき、
友人や家族の様子がいつもと違うとき、
そんなときの対処方法がわからずに困ってしまうことが、時にはあると思います。
「札幌こころのナビ」は、そんな時の助けになる情報が掲載されたウェブサイトです。
自分がアクセスするのはもちろん、悩みを抱える本人に、
このサイトの情報を伝えてあげてみてください。

Sapporo
Mental Health
Center



あなたの“こころ”を軽くする情報に“つながる”

札幌こころのナビ



URL: <http://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>

札幌市自殺総合対策行動計画2019(2019年度～2023年度)

- | | |
|--------|---|
| 計画名 | ● 札幌市自殺総合対策行動計画2019 |
| 発行年月 | ● 2019年(平成31年) 3月 |
| 発行 | ● 札幌市 |
| 編集 | ● 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター |
| 住所 | ● 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階 |
| 電話 | ● (011)622-5190(事務専用)
● (011)622-0556(相談専用) |
| ホームページ | ● http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/taisaku/index.html |

※表紙には、若年層向け自殺対策啓発イベント「いっしょに学ぼう、いのちとこころ」(2019年3月、中央図書館)における展示作品「大切な人へのイラスト・メッセージ」を使用しています。